

サンパウロの生活

—暮しのための知識と法律—

1976. 3.

国際協力事業団

JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY

(移住部門)



国際協力事業団
受入月日 84-8-20
登録No- 13198
703
234
E-I

ま え が き

日本とは、言語、気候風土はもとより法律、風俗、習慣等あらゆる面に事情の異なるブラジルにおいて市民生活を営むためには、いろいろな知識の習得が大切です。

法律や手続知識の欠如から刑罰が科せられたり権利を喪失したりすることがあり、また習慣等の無知から思わぬ生活上の不利益を被ることも少なくありません。

この教材は、主としてサンパウロ地域に渡航する移住者の方々のために、到着直後から必要とする基礎的な知識の集録を中心に作成しました。

円滑なブラジル生活をおくるうえでのお役にたてば幸いです。

昭和51年3月

国際協力事業団

移住第2業務部長

JICA LIBRARY



1024312[9]

目 次

まえがき

1. ブラジル到着直後に必要な諸手続	1
(1) 在留届について	1
(2) 鑑識手帳(外国人登録)について	2
(3) 労働・社会保障手帳について	3
(4) 運転免許証について	4
2. 入社時を知っておきたい諸制度	6
(1) I.N.P.S.について	6
(2) F.G.T.S.について	6
(3) C.I.C.について	7
(4) クリスマス賞与について	7
3. 市民生活上の法律知識	8
(1) 出生届について	8
(2) 婚姻届について	8
(3) 死亡届について	9
(4) 帰化について	9
4. 交通, 通信, 通貨, 祝祭日, 度量衡	11
(1) 交通について	11
(2) 通信について	14
(3) 通貨について	15
(4) 祝祭日について	15
(5) 度量衡について	16
5. 日常生活上の習慣, 留意事項	18
(1) 住宅の賃貸借, 売買契約について	18
(2) 月賦購入について	18
(3) 保証人について	19
(4) 公正仕切伝票について	19
(5) 町名, 番地について	19
(6) ビルの階数について	20

(7) 銀行の利用について	20
(8) 病院について	22
(9) 交通事故について	24
(10) フェイラについて	24

(附)

1. ブラジル国法律抜萃	26
(1) 憲法	26
(2) 総合労働法	27
(3) 外国人法	30
(4) 外国人の農村地取得制限法	32
(5) 自営農業者のための社会保障制度	32
(6) 農村で人を使う場合の心得	34
2. サンパウロ市主要官公庁・団体等住所録	38
3. 都道府県県人会事務所住所録	42
4. サンパウロ市中心地図	46
5. サンパウロを起点とする鉄道網	48
6. ブラジル交通標識	49
7. ブラジルの政治・経済関係略号集	50
8. メモ欄	60

(カコミ記事)

手続代理人 (DESPACHANTE)	6
日本からの花嫁の呼寄せ	9
主要単位・ブラジル語	16
ブラジルの州・首都	17
日本への送金・日本からの送金	21
禁語句	22
救急病院	23
日常生活に良く使われる略字・略称	25

1. ブラジル到着直後に必要な諸手続

(i) 在留届について

日本国の旅券法には、「旅券の名義人が外国に住所または居所を定めて三カ月以上滞在しようとするときは、遅滞なく、居住地を管轄する在外公館に在留届を提出しなければならない。この届出をした者は、住所、居所その他の届出事項に変更を生じたときは、遅滞なく、当該届出をした在外公館の管轄区域を去るときは 事前に、その旨を届出なければならない。」と規定されています。

従って、サンパウロに到着後は、早速在サンパウロ日本国総領事館の領事事務班戸籍係に在留届をしなければなりません。この在留届を怠った場合、実際におこる不都合な点をいくつかあげてみましょう。

- ア. 後述の鑑識手帳の取得手続ができない。
 - イ. 日本における財産相続の権利請求が難しい。
 - ウ. 死亡の場合、戸籍の抹消ができない。
 - エ. 婚姻届が受理されない。
 - オ. 消息の調査が極めて困難となる。
- 等があります。

なお、国際協力事業団にて渡航のお世話をした移住者の方々については、事業団サンパウロ支部が一括して総領事館に在留届を提出しますので、個々には不要です。

ただし、その後住所の変更等があった場合には、その都度必ず届出して下さい。

その他総領事館で取扱う諸証明は次のとおりです。

(ii) 旅券の再発給

ブラジル国内で身分を証明する場合は、鑑識手帳があれば問題ありませんが、外国へ旅行する場合は当然旅券を必要としますので、大切に保管しておかなければなりません。

もし旅券を紛失した場合には、居住区の警察署へ「紛失届」を提出し、「紛失届受理証明書」の発給を受け、サンパウロ州官報に3回にわたり「紛失広告」を掲載のうえ、その広報切抜と戸籍簿(抄)本および同一人たることを証明するもの(例えば鑑識手帳等)を持参し総領事館に申請すると日本国外務省に照会、確認したうえで新しい旅券が再発給されます。申請から発給を受理するまでの所要日数は約3週間です。

(iii) 在留証明

これは日本の「住民票」に相当するもので、日本における財産相続手続、不動産売買委任等、すべての委任状に添付するものです。従って、在留証明がないと委任状は無効になるので注意して下さい。

(iv) 印鑑証明

日本で登録された実印であっても、一度外国に出るとその登録は無効となるので、あらた

めて総領事館において備付の登録簿に登録する必要があります。

㊦ 恩給から扶助料への切替え

恩給受給者が死亡した場合、その配偶者が扶助料を受給することになるが、この切替えは、まず死亡届を総領事館に提出し、扶助料受給請求書類を作成のうえ、総領事館を通じて総領府恩給局に提出する必要があります。なお、この場合には、扶助料受給者本人が出頭しなければなりません。

㊧ 捺印証明

各種委任状に添付される捺印の証明は、鑑識手帳の指紋と照合のうえ発給されます。

(2) 鑑識手帳（外国人登録）について

ブラジルの外国人法（法令941）第42条には、「一時滞在または永住者として入国した外国人は、上陸後平日15日間に登録を行なう義務がある」と規定されています。

登録は連邦所轄の外国人警察（DELEGACIA ESTRANGEIRA）で行なわれ、指紋のほか氏名、両現名、国籍、配偶関係、職業、誕生日、ブラジル到着日および輸送手段等の詳細が登録されます。

この登録にもとづいて発給されるのが鑑識手帳です。これまでの例では、申請から発給までの所要期間は1～3カ月間とまちまちですが、この間は登録を待受け手続中であるという証明書（PROTOCOLO）が発給されます。法律で定められた期間内に登録を怠ると1日についてブラジルにおける現行最高地域の最低賃金の3%の罰金が課せられます。

また、住所変更は30日以内に届出する義務があり、これを怠ると同じく最低賃金の10%～20%の罰金が課せられます。

事業団サンパウロ支部の工業移住センターあるいは農業移住センターでブラジル到着直後の適応研修会を受講される移住者の方々は、研修会期間中に手続代行業者を通じ登録手続を実施することになっているので、とくに心配はありません。

研修会を受講しない移住者の方は、各人が直接外国人警察に出頭して手続を行なうことになるが、手続はかなり煩雑なので手続代理人（DESPACHANTE）に依頼する方が良いでしょう。

なお、18才未満の者が鑑識手帳を取得することは任意です。

鑑識手帳は、市民生活をするうえで極めて必要不可欠の書類で、法律でも官憲が要求するときはいつでも提示しなければならないと規定されています。

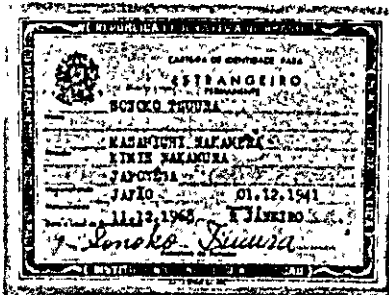
鑑識手帳は、旅行、銀行口座の開設、預金・金品の受領、諸契約の締結時等に必ず提示を求められ、その他結婚、入院、子供の入学等にいたるまで鑑識手帳を所持しなければ手続のできないものが数多くあります。

常時必ず携帯する習慣を身につけておきましょう。

万一鑑識手帳を紛失した場合には、手続代理人を通じて至急再交付の手続をする必要があります。

す。念のため、コピーを作成しておくことも大切です。

鑑識手帳は、ブラジル語でCARTEIRA DE IDENTIDADEといいます。



(鑑識手帳・オモテ)



(鑑識手帳・ウラ)

(3) 労働・社会保障手帳について

ブラジル総合労働法第13条において、一時的なものであっても、農業を含むあらゆる職業に従事するものは、労働・社会保障手帳（通称・労働手帳）の使用が義務づけられています。

労働手帳に所定の記録がなされていないと身分の保障がまったくなく、例えば、疾病、傷害の際にも健康保険の適用、休業保障、傷病手当等の対象とならず、就労条件その他についても法的な解決がはかれない等労働者にとっては不利益を被ることになります。

労働手帳は、地方労働局に本人が出頭し、必要な供述を行なって申請することにより交付されます。

工業移住センターあるいは農業移住センターに入所し、適応研修会を受講する方々は、前述の鑑識手帳登録手続とあわせて手続代行業者を介し、取得手続を行なうことになっています。

労働手帳には、発行番号、組番号および日付のほか所持人に関する次の諸事項が記載されます。

ア. 撮影日付入りの3cm×4cmの写真

イ. 肉体的特徴および指紋

ウ. 氏名、両親名、出生日、出生地および署名

エ. 扶養者の氏名、年齢および婚姻の有無

オ. 就労している企業等の名称、所在地、労務の性質、給与、入社および退社日付、有給休暇等

この労働手帳は、公認された履歴書と考えるとよく、勤務歴は労働手帳で一目瞭然にわかるようになっています。必要事項は、その都度使用者側で記載することになっているが、最初交付された労働手帳の注記欄に余白がなくなるまで使用されるので、大切に保管して下さい。

なか、12才に達すると労働手帳の交付を受けることができるが、18才以上の場合と異なり両親の同意書、健康診断書および読み書き計算能力の証明書等が要求されます。

労働手帳は、ブラジル語でCARTEIRA DE TRABALHO E PREVIDÊNCIA SOCIAL といいます。



(労働手帳・表紙)

(4) 運転免許証について

ア. 日本国免許証の切替え

日本の普通運転免許証を所持している場合は、下記書類を取揃え視力検査に合格すれば、実技、学科試験を受験する必要なくブラジルの免許証に切替えることができます。

- ㊦ 受験申請書
- ㊧ 日本国免許証の公証翻訳
- ㊨ 日本国免許証のコピー
- ㊩ 住民票
- ㊪ 無犯罪証明書
- ㊫ 無政治犯証明書
- ㊬ 鑑識手帳コピー
- ㊭ 写真4枚(2cm×2cm)
- ㊮ 視力検査合格書

なお、この切替え手続はかなり煩雑ですから手続代理人に依頼した方が無難で、費用はCRS 500.00～700.00が相場です。手続には鑑識手帳のコピーが必要なので、同手帳取得後に手続を始めることとなります。

ブラジルの免許証の有効期間は4年間で、視力検査のみで更新できます。運転免許証は日本と同じく携行の義務があり、コピーは無効です。

この運転免許証は、CARTEIRA NACIONAL DE HABILITAÇÃOといえます。

なお、国際免許証の切替えは、本来同免許証が一時滞在の者に与えられる性格を有するところから現在は6カ月間の有効期間しか認められておらず、延長は許可されません。従って、移住者の方々は、普通免許証の切替えを申請するのが望ましいといえましょう。

イ. ブラジル運転免許証の取得

日本の免許証を所持していない場合は、新たに試験を受け合格する必要があるが、通常は自

自動車学校 (AUTO ESCOLA) で所定の学科と実技の教程を履修後、州交通局 (D. E. T. R. A. N. — 日本の警視庁交通局にあたる) で受験することになります。

自動車学校は、サンパウロ市内に数多くあるが、日本の教習所と違い、専用の練習コース等はなく、小型のフォルクス・ワーゲンを数台所有して営業しているのが普通であり、先輩達の助言を受け信用のおける学校を選ぶことが大切です。

入学手続は簡単で、入学金は通常 CRS 150.00～200.00 程度です。入学金を支払うと交通法規集を渡されますが、これを全て理解、記憶しなければなりません。

実技は日本の場合と異なり、最初から路上で行なわれるが、普通の運動神経の持ち主で16時間程度練習すれば合格レベルに達するでしょう。学校で学科、実技ともマスターしたと認められるといよいよ受験です。最初に市内各所にある交通局指定のツーリングクラブ等で目の検査を受けるが、職業運転手以外は視力と色盲の検査だけです。この検査に合格すると次は学科試験です。出題数は標識10題、法規10題の計20題です。標識問題は満点を取らないと合格しないが、法規は7問以上の正答が得られれば合格です。出題内容は極めてやさしいので努力すれば一度の受験で合格できるでしょう。

学科試験に合格すると指定された日時に実技試験を受けることになるが、この試験も日本の場合に比べて簡単です。路上運転とBALIZAと呼ばれる2本の棒の間をバックで入る車庫入れて、棒を倒さなければまず合格します。使用車はフォルクス・ワーゲンの小型車です。

学科・実技とも受験料は1回につき CRS 60.00 で、不合格の場合には何回でも受験できます。すべて一回で試験を合格したとして、免許証の取得に必要な費用は、CRS 850.00～1,000.00 程度でしょう。

ウ. 職業運転免許証

日本の第2種運転免許証に相当するもので、運転を職業とする人に必要な免許証です。試験は視力検査のほかに心理学応用テストも実施され、実技試験も普通免許証の場合よりやや複雑になります。



(ブラジル運転免許証)

手続代理人 (DESPACHANTE)

官庁関係との折衝、諸手続等はどこの国でも複雑で、時間がかかるようです。まして言葉の十分通じないブラジルに渡航して法律上必要な諸手続を一人で行なうことは大変といえます。ブラジルには、言葉の不自由な外国人移住者が多いためか、あるいは官庁組織等が複雑なためか、各種の手続を代行する手続代理業者が非常に多くあります。この代理人は、DESPACHANTEと呼ばれますが、ブラジルでは生活に密着して欠かせない職業で、とても便利です。サンパウロには日系人のDESPACHANTEも多く、日本語が通用するため、日本人に重宝がられています。

移住者の方がよくDESPACHANTEに依頼する手続には次のようなものがありますが、誠実、親切、迅速なDESPACHANTEを利用することが必要です。から上司、先輩等によく相談して下さい。

- ア. 運転手帳、労働手帳、自動車免許証、納税登録等の手続
- イ. 外国旅行する場合の諸手続
- ウ. 帰化手続
- エ. 船便による荷物の発送および受取手続
- オ. 金融公庫等を利用した住宅購入手続
- カ. 家屋の新築、改修申請手続

2. 入社時に知っておきたい諸制度

(1) I.N.P.S. について

INSTITUTO NACIONAL DE PREVIDÊNCIA SOCIAL の略称で、ブラジル社会保障院のことです。商工業従事者の場合、雇用者、被雇用者とも月額給与の8%を拠出します。最高限度額は、月額で最低賃金の20倍の8%です。1975年のサンパウロでいえば $CRS 532.80 \times 20 \times \frac{8}{100} = CRS 852.48$ となります。

純農村労働者の場合も、1973年6月8日付の法令でI.N.P.S.の制度が適用されることとなり、月間売上高の2%相当額を雇用者、被雇用者とも拠出することになりました。

保障の対象や金額は、勤続年数等により異なり、病気手当、死亡手当、年金、老令年金等多種にわたるが、日本の健康保険制度と同様いろいろな基準、制約があるので、受益する場合は雇用者側と良く相談して下さい。

(2) F.G.T.S. について

FUNDO DE GARANTIA DE TEMPO DE SERVIÇO の略称で勤続期間保

障制度のことで、この制度は、会社側に労働者への退職手当を法律によって義務として積立てさせるものです。必要時に退職金として受取れるように労働者の勤続期間に保障を与えるもので、労働者保護の重要な制度です。

会社側は、毎月各従業員の賞与その他報酬を含む給与額の8%相当額を各従業員名義の個人口座に積立てることになっています。この積立てられた退職金は、従業員が転社した場合には新しい就労先の預託銀行に振替えのうえ継続して積立てられます。会社側は、各従業員の労働手帳に預託銀行名およびその所在地を記載することが義務づけられています。

これら積立てられた預託金には利子およびインフレによる価値低下を防ぐための通貨価値修正 (CORREÇÃO MONETÁRIA) が付加されます。この預託金は、退職手当を目的としているが、会社を移動する毎の退職金を意味するものではありません。例えば、自営独立する場合、住宅を購入する場合、失業等で緊急に必要とする場合等には一部あるいは全額を使用できることになっています。また、会社側が正当の理由なく従業員を解雇した場合には、その会社により積立てられた預託金の10%をさらに預託しなければならないと定めています。

このように積立てられたF. G. T. S. はすべて B. N. H. (BANCO NACIONAL DE HABITAÇÃO — 国立住宅銀行) に集中され、同銀行はこれら資金を運用することにより主として住宅建設に対する融資として使用しています。

(3) C. I. C. について

CARTÃO DE IDENTIFICAÇÃO DO CONTRIBUINTE の略称で納税登録証のことで、ブラジルでも他の国と同様、収入のある人はすべてブラジル人、外国人を問わず納税の義務があり、納税者登録申告を行わなければなりません。この申告にもとづき登録番号が記載された証書が交付されるが、手元に届くまでに6カ月間位要することもあり、この間は申請控が発給されます。

C. I. C. は、不動産の売買、月賦購入契約、住宅の賃貸借契約等多くの商行為に必要です。申告は、個人で行なうのが原則であるが、前述のDESPACHANTEに依頼した方が無難です。現在発給されているC. I. C. の有効期間は5年間です。

(4) クリスマス賞与について

1962年7月13日付法令第4090号で設定された賞与で、通常13カ月目の給与とよばれています。

13カ月目の給与は、その年の1月から11月までに支給された給与の合計を11等分した額を基準として支払われ、途中採用の場合は就労月数に応じ計算されます。

なお、ブラジルには日本のようなボーナスという慣行はとくにないが、会社の業績により臨時賞与を適宜支給することはあります。

3. 市民生活上の法律知識

(1) 出生届について

ブラジルは日本と異なり出生地主義をとっているためブラジルで生れた子供は、両親が外国籍でもブラジル国籍を有し、ブラジル人となります。

子供が生れた場合には、まず最寄りの登記所（CARTÓRIO）に出生届（氏名、性別、出生日、両親名、出生場所）を提出する必要があるが、この届出は出生後7日以内に行なわなければなりません。届出の際には、両親の鑑識手帳および婚姻証明書（日本人の場合は総領事館で発給される）を提出し、あわせて立合人2名（21才以上の鑑識手帳またはそれに類する書類を有している者）の署名が必要です。このため登記所には立合人の資格を有する知人等2名を同行して届出に行くことが大切です。

出生届をすませるとその場で出生証明書（CERTIDÃO DE NASCIMENTO）が発給されるが、この出生証明書は旅行、学校への入学その他必要とする場合が多いので、大切に保管して下さい。

なお、子供に日本国籍の留保を希望する場合には、出生日から14日以内に日本国総領事館に備付の出生届用紙に必要事項を記入のうえ上記の出生証明書のコピーを添えて届出をしなければなりません。この場合、子供はブラジル・日本の二重国籍者となります。

(2) 婚姻届について

ブラジルにおいて結婚する場合は、外国人といえどもブラジルの法律にもとづき婚姻手続を行なう必要があります。結婚する両名は、まず管轄の登記所に立合人2名とともに出頭のうえ年齢証明書（CERTIDÃO DE IDADE）等の必要書類を提出するが、この提出書類は登記所により若干異なっている場合があり、日本人の場合は旅券、総領事館発給の身分証明書等も必要なので、事前に具体的な提出書類の指導を受けるようにして下さい。

登記所においては、提出書類をもとに婚姻公示書（PROCLAMAS DE CASAMENTO）を作成、15日間掲示し、かつ官報等にこの旨を公告します。

この15日間の公示期間中に両名の婚姻に対し正当な異議申し立て等がなく、なんら問題がないと認められた時に登記所では、はじめて両名が婚姻する資格があることを証明する書類を発給します。婚姻資格証明書をもとに挙式を行なうことになるが、その際に証人として2名以上の立合人が必要で（婚姻者のいずれかが無筆の場合は4人必要）、婚姻登記簿に必要事項を記入すれば、その場で婚姻証明書が交付されます。日本人の場合、婚姻証明書を30日以内に総領事館に提出するよう定められています。

日本からの花嫁の呼寄せ

日本から花嫁を呼寄せられる場合には、婚姻手続はブラジルの法律にもとづく必要はありません。まず、日本において婚姻届けを行なうことが必要（夫になるものがブラジルに在住中の場合は、日本にいる妻になるものまたは代理人に届け出を依頼することになる）で、入籍後の呼寄せ手続は事業団でお世話しているので、サンパウロ支部に相談して下さい。なお、呼寄せ手続期間は通常5～6カ月間を見込むことが必要で、準備する書類には入籍済戸籍謄本、花嫁の住民票、呼寄せ状（CARTA DE CHAMADA）、夫に関する各種書類等があります。

(3) 死亡届について

死亡者の鑑識手帳および医師の死亡診断書（事故死の場合は警察の証明書も必要）を添え、所轄の公営葬儀社（SERVIÇO FUNERÁRIO）へ届け出れば、埋葬、墓の紹介、葬式等一切の死亡手続を行なってもらえます。なお、所轄の葬儀社の所在地がわからない場合には、SERVIÇO FUNERÁRIO DO MUNICÍPIO DE SÃO PAULO（CENTRAL VIA DUTO DONA PAULISTA TEL: 32-0325, 239-3715）へ連絡すると葬儀社の所在地、死亡手続方法等を詳しく教えてくれます。

ブラジルにおいては土葬が一般的ですが、火葬（サンパウロ市以外には現在火葬設備はない）をする場合は、死亡者からみて最も身近な親族の同意書が必要です。

なお、いったん土葬をすると3年間は遺体を発掘できないので、日本へ遺骨を持ち帰る場合には留意する必要があります。

葬儀は日本と異なる慣習等があるので、先輩、知人等に予め教えてもらうことが大切です。

(4) 帰化について

憲法に規定された帰化申請の許可は、法務大臣によって決裁されるが、直接の取扱いは申請者居住地管轄の郡・市役所保安局等で行なわれます。申請の手続は非常に複雑なのでDESPA-CHANTEに依頼することをおすすめします。

ア. 帰化申請者の要件

帰化を希望する人は次の諸条件を満たしていなければなりません。

(1) ブラジルの法律の下に帰化する者が民事上の能力者であること。

(2) 帰化申請日までに引き続き最低4年間ブラジル国領土内に居住していること。

ただし、ブラジル人の子供または配偶者を有する場合、ブラジル人の子供である場合およびブラジルに対し著しい貢献をした場合またはしうると法務大臣が認めた場合は最低1年間、その職業、科学または芸術上の能力が優秀である場合、農業者である場合または工業分野に

かける特殊労働者である場合は最低2年間、国内最低賃金の50倍以上の価格に相当する不動産をブラジルに所有する者、同等額の資産を有する工業家、また主としてかつ常時工業または農業を行なう商事または民事会社に同等額以上の株を所有する者の場合は、最低3年間にそれぞれ短縮される。

- (ウ) 帰化する者としての条件に照し、相当にポルトガル語の読み書きができること。
 - (ロ) 職業を持ち、あるいは本人とその家族の生活を支えるに十分な資産を有すること。
 - (ハ) 素行の良いこと。
 - (ニ) 3か年を超える刑とみなされる犯罪に対し、ブラジルにおいて判決または処分がなされていないこと。
 - (ホ) 健康であること。
- ※ (ロ)において老人、学生、子供等はなんらかの形で生活が保証されていれば良い。
(ホ)に関し、ブラジル国内に2年間以上居住している場合は健康証明書は要求されない。

イ. 帰化申請時に必要とする書類

申請人の資格条件により若干異なるが、主な必要書類は次のとおりです。

- (ア) 鑑識手帳。
- (イ) 居住地の警察証明書。
- (ウ) 警察の善行証明 (ATESTADO POLICIAL DE BONS ANTECEDENTES) および居住地の担当官庁発給の経歴証明書 (FOLHA CORRIDA)。
- (ロ) 労働手帳。
- (ハ) 所得税の無滞納証明書。

ウ. 帰化証明書の交付

帰化証明書の交付を受ける場合には次のことをしなければなりません。

- (ア) ブラジル憲法条文の一部を音読することによりポルトガル語の読み書きができることを立証すること。
- (イ) 前国籍を放棄することを明言すること。
- (ウ) ブラジル人としての義務を履行することを宣誓すること。

エ. 帰化の効力

許可書が交付された後に帰化はその効力を発生し、憲法が生来のブラジル人 (SER BRASILEIRO NATO) に付与しているものを除くすべての市民および政治上の権利を享受できることとなります。

憲法が定めている生来のブラジル人へのみ与えている権利とは次の職業に従事することです。大統領、副大統領、国務大臣、連邦議員、知事、副知事、連邦最高裁判所判事、連邦上訴裁判所判事、軍事裁判所判事、陸・海・空軍の士官、正規の外交官、大使、あらゆる報道機関の知的企画、経営の責任者など。

なお、帰化は帰化する者の配偶者および子供のブラジル国籍取得とは無関係であり、また帰

化する者がそれ以前から持つ出身国の民事上、刑事上の責任を免ずるものではありません。

オ. 日本国総領事館への届出

帰化後30日以内に帰化した者の4親等以内の日本人の親族が帰化証明書を持参のうえ総領事館に届出しなければなりません。もし4親等以内の親族がいない場合は本人が届出することになります。

4. 交通，通信，通貨，祝祭日，度量衡

(1) 交通について

ア. タクシー

サンパウロ市内のタクシーには、次の3種類あります。

COMUM — 普通のタクシーで、特別の塗装はほどこしてなく、屋根に「TAXI」の表示がついており、フォルクス・ワーゲンのセダン（2人乗り）が最も多く走っています。この他にも4人乗り、5人乗りがあり、乗った人数によって料金が異なるシステムになっています。各種とも共通ですが、屋根の上の標識にランプがついていると空車です。値上りが激しいのでメーターの改造が追いつかず、別の料金表により換算されることがあります。チップは必ず払う必要はありませんが、通常1クルセイロ未満のおつりは受取らず、チップとしています。ドアは日本のように自動ドアではありません。COMUMは流しのほか、街角にたまり場があります。

ESPECIAL — 車体が白と赤に色分けしてあり、主に空港に配車されています。日本のクラウン、セドリッククラスの車で、料金はCOMUMより割高です。

LUXO — 空港の国際線および高級ホテルの玄関に配車されてある大型車で、車体の横腹に「LUXO」と書いてあり、見るからに高級車の感じがします。フォードおよびダッジが大半で、料金は非常に高く、一般の人はほとんど利用しません。

タクシーに乗ったら運転手に行先の番地まで正確に伝えることが大切です。日本語の通じる日系人のタクシーもサンパウロ市内には多いので、事情がよくわからない当初は、これらのタクシーを利用するのも一方法です。なお、無線タクシーは現在のところありません。

イ. 地下鉄

現在地下鉄の走っているのは、ブラジルではサンパウロ市だけで、SANTANA—JABAQUARA間（17駅）の1系



（サンパウロ市のハイウエー）

統のみです。開通して間もないので、車輛も駅もなかなかきれいです。

ドアは自動開閉式であるが、日本のようにプラットフォームに駅員がいて合図することもなく、車掌が運転席でホームにある映像機を見て操作するのでドアにはさまれないように注意することが必要です。

自動改札制になっており、切符を入れ緑色のランプがついてから入場します。入れた切符はもどってきません。

なお、地下鉄とバスを接続して利用する場合は、「INTEGRAÇÃO」といって特別の切符を買って下さい。この切符は自動改札でもどってくるので忘れないように受取って接続のバスに乗って下さい。また、バスから地下鉄を接続して利用する場合にはバスで切符を買います。この地下鉄とバスが接続している場所は、とくに標示されています。



(地下鉄の切符売場)

ウ. バス

ウ) 市内バス

サンパウロの市内バスには、その系統別に3桁の番号が標示されています。路順はサンパウロのガイドブック(GUIA)に掲載されているが、道路工事等により変更される場合が多々あるので注意が必要です。

停留所は白色または赤色の三角柱で、目指すバスがきた時に手をあげると停車します。降車者がいない限り手をあげないと停車しません。

日本とは反対で、乗車口は後方の扉、降車口は前方の扉にあり、自動開閉します。車の中央やや後部に車掌がすわっており、そこを通過する折に料金を支払うが、釣銭を出すことをきらうので、あらかじめ小銭を用意しておきましょう。後部にも座席があるが、混んできるとなかなか降車できなくなるので目的地に近づいたら前の方に移動しましょう。両側の窓の上部に紐があり、これを引くと運転手席のランプがつき(またはブザーが鳴って)停車します(日本のようにボタン式ではありません)。

バスの運転手の大半は、運転が乱暴なので、よくつかまっていることが必要です。バスの中では女性に席を譲る習慣をあまり見受けませんが、良識によって判断し、女性に限らず、遠慮他に席を譲るよ



(バスの内部)

う心がけておきましょう。

(1) 長距離バス

日本ほど鉄道が発達していないブラジルでは、長距離バスが非常に発達しており、3,000 Km~4,000 Kmを50時間~70時間かけて走ることも珍らしくありません。ブラジルの北から南まで大部分の主要都市へは、サンパウロからの直通バスが運行されています。勿論、近郊の都市とは網の目のようにバスが連絡しています。

サンパウロばかりでなく、どの都市にも長距離バスのターミナル(ESTAÇÃO RODoviARIA)があります。バスは普通のリクライニング・シートのほかに寝台バスもあるが、料金は約2倍になります。座席は予約することができます。

エ. 航空機

ブラジルでは、航空機の路線はかなり発達しています。航空会社は、VARIG, VASP, CRUZEIRO, TRANS BRASILの4社があり、それぞれ国内に路線を有しているが、近隣の国を除き、国際線はVARIG社のみです。

座席予約の方法は、日本と同様に航空会社のカウンターあるいは旅行エージェントで行ないます。

サンパウロの場合、国内線はすべて市内のCONGONHAS空港から発着します。

外国の航空会社の国際線は、サンパウロ市から約100 Km離れたカンピーナス市郊外のVILA COPOS空港から発着します。CONGONHAS空港との間には専用バスが運行されており、搭乗手続もCONGONHAS空港で行なわれます。なお、VARIGの国際線はCONGONHAS空港からリオ・デ・ジャネイロ経由で国外と接続しています。

次にとくに気をつけなければならないことは、騒音防止の見地から夜10時以降はCONGONHAS空港の発着が禁止されているので、到着便が遅延するとVILA COPOS空港に変更着陸する場合があります。また天候状態によっても到着空港の変更がなされる場合もあるので、出迎えの場合は航空会社のカウンターで良く確かめましょう。

また、国際線はもとより、国内線の搭乗の場合も鑑識手続の提示を求められるので、オリジナルの携行を忘れないよう注意しましょう。

空港での荷物運送料(ポーターへのチップ)は、大型トランク1個につき1ドル相当額が相場です。

定期便のほかにセスナ等の小型飛行機によるテコテコ(TECO-TECO)があります。空のタクシーとよばれるもので、簡単にチャーターすることができ、広いブラジルでは土地の売買や調査等によく利用されています。このテコテコを取扱っている会社は、空港内に多数あります。



(CONGONHAS 空港)

ホ. 鉄道

サンパウロを起点とする鉄道は、ソロカバナ線、セントラル線、モジアナ線、ジュンジャイ線、ノロエステ線、パウリスタ線が主なものです。発着駅は、それぞれの線により異なっているので事前に十分確認しておくことが大切です。クラスは、普通車のほか、1等車、寝台車、展望車があります。

ブラジルの鉄道は、総延長距離約4万Kmで、軌間は90%以上が1mです。

サンパウロを起点とする鉄道網は、巻末(附)のとおりです。

(2) 通信について

ア. 電話

都市の電話は、大部分がダイヤル式になったが、日本に比べ電話事情は必ずしも良好とは言えず、とくにサンパウロ市は悪いようです。

電話番号を告げる場合は、何千何百何十何番といわず、例えば1230番の場合には1(UM), 2(DOIS), 3(TRES), 4(QUATRO)と数字を一つ一つ1の位のままでの普通です。ただし、6の場合は(SEIS)とせず、メィア(MEIA)と言うのが一般的ですが、これは1ダースの半分・6という意味です。

イ) 市内電話

公衆電話は、BARや街角にあるが、日本と異なり硬貨を直接入れても通せず、新聞、雑誌の売店(BANCA)やBARでメタル(FICHA)を買い求め、使用します。1個のFICHAでの通話時間に制限はありません。なお、FICHAは、電話局で直接買う場合はBAR等で買い求めるより若干安いが、緊急の場合を予想してFICHAをまとめて買い常に携帯していると便利です。

ロ) 市外通話

公衆電話からはかけられません。自動市外局番の無い地帯にかける場合は、101か107をまわし交換手に地名と電話番号を申し込む必要があります。

ハ) 国際電話

公衆電話からはかけられません。

「021151」をまわし、国名、都市名、電話番号およびかける側の都市名、電話番号を交換手に告げます。普通はいったん受話器を置き、待機するよう指示されます。サンパウロから東京にかける場合、通常10分から30分程度でつながります。なお、料金相手方払いを希望する場合は、あらかじめ



(サンパウロ市の公衆電話)

めその旨を交換手に告げておかなければなりません。

イ. 電報

日本のように電話で電報を申し込み制度はありません。国内電報、国際電報ともに郵便局 (CORREIO) または電々公社 (EMBRATEL) に直接行き、備付の用紙に宛先、電文を記入のうえ打電を依頼します。なお、サンパウロ市内および郡部でも中心地であれば、自宅配達が可能だが、遠隔地の場合は局留となるので、郡部在住者に打電する時には確認することが必要です。

ウ. 手紙

切手は郵便局以外では売っていません。書留扱いはあるが、速達制度はなく、また日本のような官製はがきもありません。サンパウロ市内では、街角にポスト (黄色の円形でCORREIOと書いてある) があります。なお、ブラジルでは私書箱 (CAIXA POSTAL) の制度が発達しています。

(3) 通貨について

ブラジルの通貨の呼称は、クルゼイロ (CRUZEIRO=CRS) といい、CRUZEIROの補助単位がセンターボ (CENTAVO) で、100CENTAVOSが1CRUZEIROです。

現行の通貨には硬貨と紙幣があります。硬貨は、1CENTAVO, 2CENTAVOS, 5CENTAVOS, 10CENTAVOS, 20CENTAVOS, 50CENTAVOS, 1CRUZEIROの7種、紙幣は、1CRUZEIRO, 5CRUZEIROS, 10CRUZEIROS, 50CRUZEIROS, 100CRUZEIROS, 500CRUZEIROSの6種があります。

なお、CRUZEIROのことを別称コント (CONTO) ともいっており、例えば100CRUZEIROSのことを100CONTOSと呼ぶことも多い。



(ブラジルの紙幣。100 クルゼイロス)

(4) 祝祭日について

- 1月1日 — 新年 (CONFRATERNIZAÇÃO UNIVERSAL)。
- 2月～3月の3日間 — 謝肉祭 (CARNAVAL)。春分の日後最初の満月のあとの日曜日 (復活祭) からさかのぼり、日曜日を除く40日前の「灰の水曜日」から前3日間。
- 4月21日 — チラデンテス (TIRADENTES)。ブラジルの総督制時代の専制に反抗し

た中心人物の通称(本名・JOAQUIM JOSÉ DA SILVA XAVIER)で、
1792年4月21日絞首刑となった。

5月1日 — メーデー(FESTA DO TRABALHO)

9月7日 — 独立記念日(INDEPENDÊNCIA)。1822年9月7日ドン・ペドロ一世がイピランガの丘でポルトガルからの独立を宣言。

11月2日 — お盆(FINADOS)

11月15日 — 共和国宣言記念日(PROCLAMAÇÃO DA REPÚBLICA)。
67年間の帝政時代が崩壊し、共和制が1889年11月15日樹立された。

12月25日 — クリスマス(NATAL)

なお、上記のほかに各州、市によって定められた休日があります(例:サンパウロ市創設記念日—1月25日)。

(5) 度量衡について

ブラジルの度量衡は、メートル10進法を採用しているが、一方植民地時代から伝わっている独特の単位もかなり使われています。その主なものは次のとおりです。

アローバ (ARROBA)	キンタール (QUINTAL)
1 ARROBA = 15Kg	1 QUINTAL = 100Kg
ポント (PONTO)	ペー (PÉ)
1 PONTO = 0.2 ^{mm}	1 PÉ = 33cm
ブラッサ (BRAÇA)	アルケール (ALQUEIRE)
1 BRAÇA = 2.2m	1 ALQUEIRE = 24,200m ² (サンパウロ州)
ミーリャ・クワドラーダ (MILHA QUADRADA)	
1 MILHA QUADRADA = 200アルケール = 4,840,000m ² (サンパウロ州)	

主要単位・ブラジル語

alq.	alqueire (アルケール)	KW	quilowatt (キロワット)
cm	centímetro	l	litro (リットル)
cm ²	centímetro quadrado (平方センチメートル)	m	metro (メートル)
cm ³	centímetro cúbico (立方センチメートル)	m ²	metro quadrado (平方メートル)
dl.	decilitro (デシリットル)	mg	miligrama (ミリグラム)
dz.	duzia (ダース)	mm	milímetro (ミリメートル)
g	grama (グラム)	m/s	metro por segundo (秒あたりのメートル数)
gr.	grosa (グロス)	t	tonelada (トン)
ha	hectare (ヘクタール)	V	volt (ボルト)
Kg	quilograma (キログラム)	W	watt (ワット)
Km	quilômetro (キロメートル)	yd	yard (ヤード)
Km ²	quilômetro quadrado (平方キロメートル)	oz	onça (オンス)

ブラジルの州・首都

略号	州名	首都	首都人口 (単位1000人)
	Estados (州)		
AC	Acre	Rio Branco	85
AL	Alagoas	Maceió	269
AM	Amazonas	Manaus	314
BA	Bahia	Salvador	1,027
CE	Ceara	Fortaleza	873
ES	Espirito Santo	Vitória	136
RJ	Rio de Janeiro	Rio de Janeiro	4,316
GO	Goiás	Goiania	390
MA	Maranhão	São Luís	271
MG	Minas Gerais	Belo Horizonte	1,255
MT	Mato Grosso	Cuiabá	103
PA	Pará	Belém	643
PB	Paraíba	João Pessoa	228
PE	Pernambuco	Recife	1,084
PI	Piauí	Teresina	230
PR	Paraná	Curitiba	624
RN	Rio Grande do Norte	Natal	270
RS	Rio Grande do Sul	Porto Alegre	903
SC	Santa Catarina	Florianópolis	143
SE	Sergipe	Aracaju	187
SP	São Paulo	São Paulo	5,979
	Territórios (連邦直轄地)		
AP	Amapá	Macapá	88
FN	Fernando de Noronha		
RO	Rondonia	Porto Velho	89
RR	Roraima	Boa Vista	37
	Distrito (連邦都)		
DF	Distrito Federal	Brasília	277

(州都人口は1970年国勢調査による)

5. 日常生活上の習慣，留意事項

(1) 住宅の賃貸借，売買契約について

住宅を借りる場合，新聞等の広告で物件を捜す方法と直接希望する地域を歩いて物色する場合の二つの方法が一般的です。住宅やアパートの前には，「ALUGA-SE」という貸家札がでており，その立札には物件を扱っている不動産会社の住所，電話番号等が記載されているが，アパートの場合には管理人が空室の鍵を保管していることが多く，部屋の内部を見せてくれます。

賃貸借契約は，物件を扱っている不動産会社と直接借料，条件等ととりきめのうえ契約書を作成することになるが，とくに問題になるのが保証人の設定です。保証人の資格は，正式に登録された宅地，住居の所有者であることが最低必要条件であり，またサンパウロ市の場合，それら不動産が同市内にあるものという条件のつくことが多いようです。適当な保証人が見つからない場合は，2カ月～3カ月分の家賃相当額を敷金として預託する方法もありますが，最近はこの方法を認めない家主が多くなっています。

住居の賃貸借，売買等の契約には，鑑識手帳（手続中の場合は，その証明と旅券）およびC. I. C. が必要です。契約時には，電気，水道，ガス等が切られている場合が多く，その利用手続に2週間以上要することが少なくありません。

なお，住宅を購入する場合は，とくに信用のおける不動産会社を通すことが大切で，正式な地権の有無，抵当権設定の有無等を十分調査する必要があります。また，B.N. H. の住宅購入融資を利用する場合には，いろいろな制約，条件があるので，不動産会社や就労会社の担当者によく相談して下さい。



（サンパウロ市内の賃貸住宅）

(2) 月賦購入について

日本と同様，月賦販売制度は非常に普及しており，家具，電気製品，衣類等多くのものが月賦で購入できます。販売店によって要求される資格，手続等は若干異なるが，回数を重ね，信用がつけば以後は簡単に利用できます。

一般的な手続としては，保証人を必要とするほかに鑑識手帳，労働手帳，C. I. C. 等を揃え，所定の用紙に記入，サインします。これらの事実確認のうえ，クレジットカードが発給され，毎月の指定期日以内に最寄の銀行または直接販売店に払い込むこととなります。月賦の場合の利率は銀行の貸出し利率とほぼ同じです。月賦購入の手続後，実際に品物が届けられるまでには1週間程度要するのが普通です。なお，現金購入の場合も同じだが，領収書，保証書等は絶対に紛失せぬよう心がけましょう。

(3) 保証人について

保証人（FIADOR）の問題は非常に大切です。住宅の貸借、購入、月賦購入、銀行融資等いろいろな場合に要求されます。保証人の資格は、ケースにより異なるが、18ページでも若干述べたように、例えば住居を賃借する場合は、単に不動産を所有しているというだけでなく、正式に登記所に登記済で、また抵当権の設定がなく、かつ税金の滞納もなされていないことが条件となります。従ってブラジルに到着して間もない頃は、知人も少なく、保証人の資格を有し、快く引受けてくれる人をさがすことはなかなか難しいと思うので、上司や先輩に相談して下さい。また、保証人が妻帯者の場合、妻のサインも必要とされるのが普通で、夫が承諾しても妻が反対すると正式な保証人の資格がないこともおぼえておきましょう。

ブラジルには、保証を専門に営む業者があり、新聞等にも広告されているが、家主によっては、これら保証業者による保証を拒否する場合もあるので、あらかじめ確認しておくことが必要です。この保証業者を利用する際の謝礼は、幅があるが、借家のケースでは、1カ月分の家賃額の10%～20%が相場といわれています。

なお、自分自身が保証人になるよう依頼されることも多いと思われるが、保証人となった以上万一の場合は一切の義務履行と賠償責任が生じるので、それ相当の覚悟をもってサインすることが必要です。

(4) 公正仕切伝票について

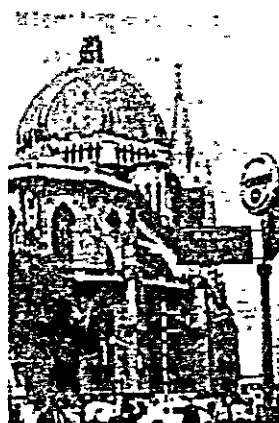
物品を販売する場合、売主は必ず公正仕切伝票（NOTA FISCAL）を発給するよう義務付けられています。物品を買った時には、このNOTA FISCALを受取る習慣を身につけておきましょう。

例えば、高価な品物を購入し、運搬の途中に道路警察等官憲に検査を受けた場合、NOTA FISCALを所持していないと盗品とみなされ没収される場合があります。また、不良品の返品、取換え、故障の修理等の際には、NOTA FISCALを提示する必要があります。単なる領収書（RECIBO）とは性質を異にしているので注意しましょう。

(5) 町名、番地について

ブラジルの市街地における建物、住宅等の所在地標識は、PRACA, LARGO（いずれも広場）、RUA（街）、AVENIDA（大通り）、ALAMEDA（並木通り）、TRAVESSA（横丁）、VIA（街道）等の名前を冠して表示されています。

これらの道路等には番号がつけられており、例えば右側が偶数番、左側が奇数番と



（サンパウロ市
中心街の
道路標識）

いうようになっていきます。日本のように〇〇町〇丁目〇〇番〇号というのではなく、RUA 〇〇 〇〇, 123番のように標示されています。

市街地の中心が基点となり、その基点から道路の番号が始まり、例えば50m地点では、およそ右側が50番、左側が49番というように、わかりやすく標示されています。

なお、サンパウロ市では、街角に道路の名称と番号が掲示してあります。

(6) ビルの階数について

サンパウロ市は高層建築が非常に多いが、階数の呼び方は日本でいう2階がブラジルでは1階 (PRIMEIRO ANDAR) と呼び、日本の1階はTERREO (Tと標示) といいます。エレベーターは完全自動は少なく、大半はエレベーターボーイ (ガール) が運転しているので、乗ったらすぐに降りる階数を告げて下さい。エレベーターに乗り降りする場合、婦人を優先し、帽子は脱ぐのが基本的なエチケットです。



(エレベーター
の利用風景)

(7) 銀行の利用について

ブラジルでは、とくに都市部で生活する場合、現金は持ち歩かず、食事や日用雑貨品等小物の買物以外は小切手 (CHEQUE) を利用するのが一般的で、「自分の財布は銀行」という感じがする程CHEQUE — 当座預金が利用されています。

日本では印鑑の利用が習慣となっているため、日本人は一般にサイン (ASSINATURA) というものに慣れておらず、この不注意や不慣れを利用され、小切手偽造、詐欺の被害を受ける人もよく見受けられるので、サインをする場合は十分な注意が必要です。サインは実印と同じものと考えて良く、常に同じ筆跡で書けるようあらかじめ練習しておくことが大切です。

銀行の営業時間は、平日 (月~金) 午前9時~午後4時30分までが一般的で、土曜日および日曜日は営業していません。税金、電気料、水道料、都市ガス、電話料等の払込みおよび預金の引出し受付は午後4時まで、預金は4時30分までが普通です。

銀行口座を開設し、利用することは信用の獲得にもなり、銀行からの借入れも容易になります。口座を開設する場合は、鑑識手帳、C. I. C. および保証人 (同じ銀行に口座を開設している人) が必要です。



(サンパウロ市
中心街の
日本進出銀行
支店)

預金の種類は次のとおりでいずれも CRS 5 0 0 0 から受付けています (BANCO BR - ADESCO 調べ 1975年12月現在)。

ア. 普通預金

(ア) CADERNETA DE POUPANÇA

利息年6%および通貨価値修正(3カ月に1回。過去4年間の統計では平均2.8%)。利息は、1月、4月、7月、10月の3カ月毎に計算され、預け入れがその月の6日以降の場合は翌月預け入れの計算となるので、1日~6日までに預け入れると有利です。所得申告をする必要があります。

(イ) LETRAS DE CÂMBIO

利息・6カ月12.24%、12カ月26.40%、24カ月60.29%。CRS 10,000.00 以上であれば1カ月の短期のものもある。所得申告の必要はないが、6カ月11%、12カ月8%、24カ月2%が所得税として利息に対し課税されます。

イ. 当座預金 CONTA CORRENTE

利息はつきません。残高を越えて小切手を振出すことはできません。不渡小切手を2度振出した場合は、取引停止処分を受けることになるので残高は常に正確に把握しておくことが大切です。

ウ. 定期預金 DEPÓSITO A PRAZO FIXO

利息・6カ月13.06%、12カ月24.42%、24カ月62.90%、所得申告は必要です。また毎月利息だけを受取ることも可能です。

日本への送金

原則として一般送金の場合は、1人30日間に1回US\$300.00が限度です。(1976年1月調べ)。送金手続には、鑑識手帳、C. I. C. が必要のほか、送金を依頼する銀行に少なくとも6カ月間以上前から口座を開設していることが条件になっています。

サンパウロ市内には、日本から富士、住友、東京、三菱の各銀行が進出しているので、これらの銀行に口座を開設しておくと言葉の点などからも便利でしょう。

日本からの送金

外国為替取扱銀行で手続するが、親族送金の場合には1件についてUS\$5,000.00まで可能です。この場合の必要書類は、送金を必要とすることが記載された手紙、在留届、戸籍謄本等です。US\$5,000.00を越える送金については、日本銀行の特別許可を必要とします。

なお、US\$200.00までは、特別な書類等は必要とせず、簡単な手続で送金できます。

禁語句

たまたま発音が同じであるために、それをブラジル語として聞いた場合、聞くに耐えないようなひどい言葉になる日本語があります。これらの言葉は、非常に多くあるが、極端な例としては化学(科学)、筆、食う、9(く)、鏡等があげられ、日本人同志で話しをする時は別として、ブラジル人が傍にいる時は気をつけましょう。

従って、化学・QUIMICA、9・NOVE、鏡・ESPELHOのように注意すべき言葉はブラジル語で話すよう普段から心がけておく必要があります。

(8) 病院について

病気になった時などにI.N.P.S.制度の利用は加入者として当然の権利であり、積極的に利用すべきだが、I.N.P.S.の直営病院が少なく、またI.N.P.S.との契約病院でも非常に混雑しており、初診時の諸手続や診察を受けるまでに時間がかかるため、とくに言葉の不自由なブラジル到着直後の人達は多少経費がかさんでも、日系医師(病院)を利用しているのが普通です。

日本語を理解する医師(病院)は、日系新聞に掲載案内されているので、先輩、知人に相談のうえ選ぶと良いでしょう。

なお、サンパウロ市内のRUA GALVÃO BUENOの近くにあるサンパウロ日伯援護協会(RUA SÃO JOAQUIM, 381)でも日系医師が診察を実施しています。

また、会社等では医師または病院と契約し、会社指定病院として従業員の健康管理に役立てている場合が多いので、予め聞いておくと便利です。

ブラジルは日本と異なり、医薬分業制度なので、医師は診察だけを行ない、患者は医師の作成した処方箋を薬局に持参し、薬を購入します。薬局は平日午前8時から午後10時頃まで営業しているが、各区域で1店~2店は終日および日曜日、祭日でも必ず営業しています。なお、日本出発時にひととりの家庭常備薬を携行した方が良く、ブラジルにおちついてからも救急薬品の備付けを心がけておきましょう。

救急病院 (PRONTO SOCORRO)

救急病院は、比較的大通りに面したわかりやすい場所に多数あります。赤いランプの点滅が目印で、24時間診療を行っています。

万一に備えて近所の救急病院の正式名称、所在地および電話番号を記憶しておきましょう。

なお、ラジオ・パトロールに電話(227-3333)連絡しても、救急車を配車してくれます。サンパウロ市内の主な救急病院の所在地と番号は次のとおりです。

総合救急病院

- ()内は、診療科目を示す。
- HOSPITAL MATARAZZO — Alameda Rio Claro, 190-Bela Vista-Tel:288-7722(Cirurgia Geral-Clinica Medica-Ortopedia-Maternidade.)
- HOSPITAL SÃO PAULO — Rua Napoleão de Barros, 715-Vila Mariana - Vila Clementino-Tel: 70-5629, 71-3767(Cirurgia Geral-Clinica Medica-Ortopedia.)
- HOSPITAL DO IPIRANGA — Av. Nazaré, 28-Ipiranga-Tel: 63-5146(Cirurgia Geral-Clinica Medica-Maternidade.)
- HOSPITAL HELIÓPOLIS — Rua Barão do Rio da Prata, 800-Sacomã-Tel:763-8170(Cirurgia Geral-Clinica Medica.)
- SANTA CASA DE MISERICÓRDIA — Rua Cesário Motta, 112-Vila Buarque-Tel:239-1311 (Cirurgia Geral-Clinica Medica-Ortopedia Maternidade.)

眼科

HOSPITAL MODELO — Rua Tamandare, 753-Tel: 278-0011

歯科

P. A. - INPS — Rua Santo Antonio, 570-Centro(extrações)

小児科

- HOSPITAL MATARAZZO — Alameda Rio Claro, 190-Bela Vista-Tel: 288-7722
- CLINICA INFANTIL — Av. Nazaré, 1361-Ipiranga-Tel: 237-0807
- IPIRANGA
- HOSPITAL MATERNIDADE — Rua das Relíquias, 716-Casa Verde-Tel: 52-9300
- CASA VERDE
- CRUZADA PRO-INFANCIA — Av. Brigadeiro Luiz Antonio, 683-Centro-Tel:36-0144
- HOSPITAL GERAL DA LAPA — Av. São Gualter, 450-Lapa-Tel: 260-3384
- HOSPITAL CRUZ — Av. Moreira Guimarães, 699-Aeroporto-Tel:267-4311
- VERMELHA BRASILEIRA
- HOSPITAL SÃO JORGE — Rua da Consolação, 2.303
- HOSPITAL SÃO PAULO — Rua Napoleão de Barros, 715-Vila Clementino -V. Mariana-Tel: 70-5629
- HOSPITAL BRASÍLIA — Rua Galvão Bueno, 257-Tel:32-5171
- SANTA CASA DE MISERICÓRDIA — Rua Cesário Motta, 112-Vila Buarque-Tel: 239-1311
- HOSPITAL NOSSA SRA. DE LOURDE — Rua das Perobas, 344-Jabaquara-Tel:70-5474
- CASA DE SAUDE — Rua Sta. Marcelina, 3-Itaquera-Tel:297-6019
- SANTA MARCELINA

(9) 交通事故について

サンパウロ市内における交通の混雑は訪問者の誰もがひどく程の状態です。交通事故数も毎年激増しており、1975年のサンパウロ市および近郊の交通事故件数は158,434件、1日平均416件、毎日平均5人が交通事故死している状況です。

地下鉄が1975年から一部開通したが、市内の交通はそのほとんどがバス、タクシー、自家用車に頼っており、とくに乗用車が36カ月という長期月賦で購入できることもあり、自家用車族が多く、交通ラッシュの主原因となっています。

ブラジル到着後間もない人は、一般に言葉が不自由で地理も不案内のうえ、右側通行ということおよび運転者も歩行者も交通ルール、道徳を日本ほど守っていないため混雑した街中で車を運転することは事故発生の可能性が多いといえます。諸事情に精通するまではとくに注意、自重しなければなりません。

しかし、不幸にして事故に遭遇した時には次の処置が必要です。

人身事故でなく、軽い接触事故等の場合には一般的に示談で処理するのが普通で、警察官を呼んだ場合でも最初は示談によることをすすめられます。

加入を義務づけられた強制保険で車を修理する場合には、立合いの警察官に事故書(OCORRÊNCIA)を作成してもらい、その後交通局に出頭し事故証明書(BOLETIM DE OCORRÊNCIA)の発給を受け、保険会社に提出のうえ指定の修理工場での修理することになります。

人身事故の場合は第一に怪我人を病院に運ばなければなりません。病院には事故検査官(INVESTIGADOR)が常駐しているので、その指示に従います。

交通標識は、巻末(附)のとおりで、法規もほぼ日本と同じだが、最高速度制限は街中40Km、市内高速道路60Km、郊外の街道は80Kmになっています。交通違反の場合の罰金は、その時点における最低賃金を基準として決定されます。例えば、駐車違反の場合、初回が最低賃金の $\frac{1}{4}$ 、2回目が $\frac{1}{2}$ 、3回目が $\frac{2}{3}$ と計算され、年1回のナンバープレート変更の際に一括して精算納入します。

なお、事故発生の際の緊急連絡先は次のとおりです。

中央警察(市内での事故の場合)	228-2276
州道路警察(州内道路での事故の場合)	227-4934
連邦道路警察(国道での事故の場合)	92-3729
ラジオ・パトロール(交通事故一般)	227-3333
州交通局(交通事故一般)	227-2011

(10) フェイラについて

サンパウロ市内には、各専門店のほか、日本と同じ形式のスーパーマーケット(SUPERMERCADO)が数多くあり、日用品、食料品等の買物には不自由しません。しかし、新鮮な

野菜、果物、魚等を求める多くの人々は、フェイラ (FEIRA) とよばれる露店市場を利用しています。FEIRAは、地域により曜日は異なるが、朝7時頃から正午頃まで広場や交通を遮断した道路で開放され、野菜、果物のほか花、肉、魚、日用雑貨等が売られます。日系人の店も多く、日本の食料品も並べられています。

買い物品が多くなった時には、主に少年の運び屋 (CARREGADOR) に頼むと安い料金で自宅まで運んでくれます。ブラジルでは婦人が大きな荷物を抱えて歩く姿はあまり見かけません。



(フェイラの花屋)

日常生活によく使われる略字・略称

abr.	abril (4月)	L.	largo (広場)
A/C	ao cuidado (気付)	Ltda.	limitada (有限会社)
ag.	agosto (8月)	m.ço	março (3月)
Al.	alameda (並木通り)	m.º	maio (5月)
a.m.	antes do meio dia (午前)	N.	norte (北)
Av.	avenida (大通り)	n.º	número (番号, 数)
C.P.	caixa postal (私書箱)	nov.	novembro (11月)
Cx.	caixa (出納係, 会計)	O.	oeste (西)
dez.	dezembro (12月)	out.	outubro (10月)
E.	este (東)	Pça	praça (広場)
etc.	et-cetera (その他)	R.	rua (街)
ex.	exemplo (例)	S.	sul (南)
fev.	fevereiro (2月)	S.A.	sociedade anonima (株式会社)
h.	hora (時間)	sem.	semana (週)
id.	idem (同上, 同じく)	set.	setembro (9月)
jan.	janeiro (1月)	Trav.	travessa (横丁)
jul.	julho (7月)		
jun.	junho (6月)		

(附)

1. ブラジル国法律抜萃

(1) 憲法 1967年1月24日公布

第1条 ブラジルは連邦共和国にて代議制の下に、州、連邦区および直轄領の不解消の結合により構成される。

第6条 立法権、行政権および司法権は国権であり、それぞれ独立と調和を保つものとする。

第7条 国際的紛争は直接交渉、調停およびその他ブラジルが加入している国際機構の協力をもって、平和的手段により解決されなければならない。

単項。侵略戦争は禁止される。

第29条 立法権は連邦下院と上院をもって構成される国会により執行される。

第30条 下院議員と上院議員の選挙は全国一斉に行なわれる。

単項。国会議員の被選挙資格は次の通りである。

1. 生来のブラジル人であること。
2. 参政権行使者であること。
3. 下院の場合は21才、上院の場合は35才以上であること。

第41条 連邦下院は各州および直轄領において直接秘密投票により選挙された国民の代表者をもって構成される。

但 議員の任期は4年。

第42条 次の事項は下院独自の権限である。

1. 議員数の三分の二をもって大統領、および国務大臣に対する告発の成立を宣言すること。
2. 年次議会の開会后60日以内に大統領の会計報告が提出されない場合その取調べを行うこと。

第43条 連邦上院は多数制に基く直接秘密投票により選挙された州の代表者をもって構成される。

第1項 各州は8カ年任期の上院議員3名を選出し4年毎に三分の一と三分の二の議員を交互に改選する。

第44条 次の事項は上院独自の権限である。

1. 大統領と共犯の国務大臣の背任罪を裁判すること。
2. 連邦最高裁判事と連邦検事総長の背任罪を起訴し裁判すること。

第45条 更に次の事項も上院独自の権限である。

1. 憲法に定められた場合における司法官、連邦検事総長、会計検査院の審査官、連邦区の郡長、直轄地の知事、常任外交使節団長、法律に定める他の公職の選挙を秘密投票をもって承認すること。

2. 外国借款取引または協定につき州、連邦区、都市に対し認可を与えること。
3. 連邦区の立法を行なうこと。
4. 連邦最高裁判所の確定判決により違憲と宣告された法律または政令の全部または一部の施行を停止すること。
5. 決議を行うこと。

第75条 行政権は国務大臣の補佐を受けて大統領により行使される。

銜 大統領の任期は4カ年である。

第93条 すべてのブラジル人は法律の定める所とその罰則の下に兵役その他国家治安上必要とする任務につく義務がある。

第107条 連邦の司法権は次の機関により執行される。

1. 連邦最高裁判所
2. 連邦上訴裁判所と連邦判事
3. 軍事裁判所と判事
4. 選挙裁判所と判事
5. 労働裁判所と判事

第140条 次の者はブラジル人である。

1. 生来のブラジル人
2. 帰化人

第142条 法律に従い登録された18才以上のブラジル人は選挙人である。

第150条 憲法は国内に居住するブラジル人、および外国人に対し次の規定(略)の下に生命、自由、安全および財産所有権に関する権利の不可侵を保障する。

- 銜 (1) 性、人種、労働、宗教上の信仰、政治上の信念の差別は無い。
- (2) 死刑、終身禁錮、流刑または没収刑は存在しない。
- (3) 何人も、現行犯または当該官憲の文書による命令による外逮捕されない。
- (4) 法律は被告に対し上訴をもって充分防衛することを保障する。

第167条 家族は婚姻により構成され国家の保護を受ける権利をもつ。

第1項 婚姻は解消不可能である。

第168条 教育はすべての者の権利であり、家庭と学校において与えられる。その機会均等は保障され、国家の統合の原則および自由と人類連帯の理念をもって行われなければならない。

(2) 総合労働法 1943年5月1日公布 法律第5452号

第13条 労働・社会保障手帳は臨時のものであっても、農林的性質の職業を含むあらゆる職業を実行するためおよび自己の勘定による報酬を伴う職業活動の実行のために義務的とする。

第14条 労働・社会保障手帳は地方労働代表部、または協定により直接または間接の労働管理の連邦、州または自治体の機関により発行される。

第15条 労働・社会保障手帳を取得するためには関係者は自身で発行機関に出頭し身分を明らかにし必要な申告を行うものとする。

第16条 労働・社会保障手帳には発行番号、組番および日付の外、所持人に関してさらに下記の事項を記載するものとする。

1. 撮影日付を記述した1年以内の3×4cmの正面写真
2. 指紋
3. 氏名、親子関係、出生の日付、および場所および署名
4. 発行の基礎として使用された書類の種類
5. 労働契約
6. 帰化の政令、伯国に到着の日付および場合に及び外国人手帳に記載されたその他の事項
7. 扶養者の氏名、年令、および婚姻の有無

第58条 すべての私企業における従業員の通常の労働時間は、特に他の制限がない限り1日8時間を超えないものとする。

第64条 月払いの従業員の場合には、通常の間制給料は第58条記載の労働時間に該当する給料月額を、同労働時間の2.5倍で除して得られる。

単項、労働日数が25日以下の場合には、月の労働日数をもってする。

第67条 すべての従業員には連続24時間の週休が認められ、この週休日は公共の都合または労務上のやむを得ない必要の場合を除いては、全部または一部を日曜日と一致せしめなければならない。

第71条 あらゆる継続労働において、その労働時間が6時間を超えるものは休息または食事のための時間を与える義務があり、文書による協定または団体契約で異った決定をなす場合を除き最低1時間とし、かつ2時間を超えることは出来ないものとする。

第76条 最低賃金とは使用者が農村労働者を含むすべての労働者に、1日の正常な役務に対して性の区別なく直接に支払の義務を負う最低の対価で、特定の時期および地域においてその衣食住、衛生および交通費の通常の必要を満すに足るものをいう。

第129条 すべての従業員は毎年その報酬に影響なしに一定期間の休暇を享受する権利を有する。

単項、本章の規定は農村労働者に対しても適用される。

第130条 休暇の権利は労働契約実行の12カ月後に得られる。

第131条 休暇は常に従業員が休暇の権利を得た日から12カ月以内に享受されるものとする。

第132条 従業員は次の割合で各12カ月の期間後に第130条に記載する休暇の権利を有するものとする。

(a) 12カ月間使用者の命令に服し役務に正当な理由の有無にかかわらず、6日を超えて欠勤しなかった者に実数20日間。

(b) 契約12カ月間に250日を超えて使用者の命令に服した者に実数15日間。

(c) 200日を超えて使用者の命令に服した者に実数11日間。

(d) 200に満たなく150日を超えて使用者の命令に服した者に実数7日間。

第136条 休暇は1回の期間で許可される。

第1項 特別の場合に限り休暇は2回に分けて許可されるがそのいずれも7日より少なくてはならない。

第137条 休暇の許可は最低8日前に文書をもって通知される。この通知に対して関係者は受領書を与えるものとする。

第138条 休暇の許可は労働・社会保障手帳および会社の従業員名簿に記録される。

第139条 休暇の許可の時期は雇主の利害をよく考慮したうえで決めるものとする。

第140条 休暇を享受中の従業員は勤務中に受けると同様の報酬を受ける権利がある。

第143条 休暇の許可を請求する権利は、休暇を享受すべき時期の終了の日から算えて2カ年で時効にかかる。

第442条 個人労働契約とは雇用関係についての暗黙のまたは明示の協約である。

第456条 個人労働契約の証明は労働・社会保障手帳への記入もしくは文書による契約によってなされ、法律で認められたあらゆる方法でこれを補足することが出来る。

第461条 職務が同一であるとき、同一場所で同等の職務にあり同等の価値をもつ労働はすべて、性、国籍、年齢の区別なく同額の給料を受ける。

第463条 給料はブラジル通貨をもって支払われる。

単項、本条に違反する給料支払は無効とする。

第469条 使用者はその同意なしに労働者を契約と異なる場所に転任させることは禁止される。ただし住所の移転を必ずしも必要としない移転は転任とはみなされない。

第470条 前条の禁止的制限にかかわらず業務上必要な場合は契約と異なる場所に転任することが出来る。ただし、この場合労働者が以前の場所で受取っていた給料の25%を下廻らない割増金額をその状態の続く限り、支払わねばならない。

単項、転任に伴う経費は使用者の負担とする。

第473条 次の場合には労働者はその給料を失うことなく役務に出頭することを停止することが出来る。

1. 配偶者、尊属、卑属、兄弟姉妹、またはその労働・社会保障手帳に記載されて、その扶養の下にある人の死亡の場合、連続2日迄。
2. 結婚のため連続3日迄。
3. 子女出生の場合に第1週の期間内に1日迄。
4. 正当に証明された自由意志による血液寄贈の場合に労働12カ月毎に1日。
5. 関係法に従い選挙人となるため連続または不連続の2日迄。

第492条 同一企業において10年以上勤務の労働者は正当に証明せられた重大な過失または不可抗力の事情の理由による以外は、解雇されることが出来ないものとする。

第506条 農業契約においては、その経営の活動により得られた生産物であり、給与の三分の一を越えないときに限り現物支給を約定する協定は合法的とする。

(3) 外国人法 1969年10月13日公布 法律第941号

第2条 ブラジル領土に入ろうとする外国人に対しては、ケースに従い次の査証が許可される。

1. 国内通過 (TRÂNSITO)
2. 旅行 (TURISTA)
3. 一時滞在 (TEMPORÁRIO)
4. 永住 (PERMANENTE)
5. 公用 (OFICIAL)
6. 外交 (DIPLOMÁTICA)

第5条 次の外国人に対しては査証は付与されない。

1. 18才未満の者。但し責任者が同伴する場合、または責任者の明示的許可の下に同伴される場合はこの限りでない。
2. 公の秩序に有害な者。
3. かねて、国外追放された者。ただし追放処分が取消された場合はこの限りでない。
4. 犯罪のため外国において起訴され宣告された者にして、その犯罪がブラジルの法に照らし身柄引渡に該当するもの。
5. 保健省が規定する健康条件を満たさない者。

第42条 一時滞在または永住者として入国した外国人は、上陸後平日15日間に登録を行う義務を持つ。

第43条 登録された外国人に対しては身分を証明する書類(鑑識手帳)が発給される。

第45条 18才未満のものに対する身分を証明する書類(鑑識手帳)の発給は任意である。

第47条 登録された外国人が住所を変更した時は30日以内に連邦警察局に通知する義務を負う。

第48条 永住者として登録された外国人にして第67条規定とその単項規定の期間(2カ年)を超えて、国内を留守にした上帰国した者は第42条規定の期間内(15日)に連邦警察局に登録の再有効を申請する義務を負う。

第66条 第42条の規定に基づき登録された外国人は、ブラジル領を出る場合には、規定に従い出国査証を取付けなければならない。

第67条 永住者として登録されている外国人がブラジルを留守にして2カ年以内に帰国する場合には査証を必要としない。

単項. 本条の規定を期間終了後永住者として当国に帰る場合には、規定に従い新たに査証を取得しなければならない。

第73条 如何なる型にせよ国家の治安、政治または社会の秩序、公衆の安寧道義および大衆の経済に反することを企てた外国人あるいはその行為が当国の都合と利益上有害となった外国人は追放に処することが出来る。

第1項 更に次の場合にも外国人の追放は行なわれる。

1. ブラジルに入国または永住するため虚偽をした場合。
2. 不法入国し、命ぜられた期間内に出国退去しない場合。
3. 浮浪し乞食する場合
4. 禁止規定、とくに外国人に対する規定を守らない場合。

第74条 次の外国人は追放されない。

1. ブラジル人を配偶者として持ち別居していない場合。
2. ブラジル人の子供を持ち、子供が親の経済に依存している場合。

単項. 追放のための審査が始まった後にブラジル人と結婚し、またはブラジル人を養子とすることにより、追放は差止めとはならない。

第115条 ブラジルに居住する外国人は連邦憲法と法律の条項の下にブラジル人に認められているすべての権利を享受する。

第116条 外国人は官憲が要求した場合には何時でも当国に合法的に所在していることを立証する書類を示さなければならない。

第117条 通過査証および旅行査証で入国した外国人は国内においてすべての報酬ある職業につくことを禁止される。

単項. 計画移住として入国した外国人は契約期間内または査証許与の際に定められた期限内は他の職業に就くことは出来ない。ただし、特別の場合として法務省の明示的認可のあるものはこの限りでない。

第118条 当国におけるステータスの如何を問わず外国人に対しては次の事項は禁止される。

1. 当国船の所持者、備船者または船長となること。河湖のサービス船を含む。
2. 政治または報道の新聞社、テレビ、ラジオ放送局の所有者となること。またはそれらの会社の株主となること。
3. 上記の会社の責任者あるいは知的または経営上の指導者となること。
4. 鉱床、鉱山、水力の調査、踏査、開発および利用に関する特許または許可の取得者となること。
5. ブラジル航空機の所有者、または事業家となること。とくに定められた法規に従う。
6. 船舶、株式、為替の仲介人（ブローカー）、競売人、および税関手続人となること。
7. 国境地帯において土地または商工業社の所有者となること。このためにとくに定められた法規に従う。
8. 労使組合の運営または代表に参加すること。
9. 港務、河湖および運河の水先案内人となること。

10. ラジオ放送機、無線電品機、その他これに類するものを所有し、または操作すること。
アマチュアといえども同様。ただし互恵協定のある場合はこの限りでない。
11. 軍隊、その補助隊、その他集団的収容施設（注、学校、病院、孤児院等）において宗教上の説教儀式を行なうこと。

第119条 ブラジルにある外国人は、あらゆる政治活動を行うことを禁止する。

(4) 外国人の農村地取得制限法 1971年10月1日公布 法律第5709号

第1条 国内に居住する外国人およびブラジルにおいて営業を認可された外国法人のみがこの法律の規定に従って、農村不動産を取得することが出来る。

第2条 ブラジルに移住を意図する外国人はまだ本国に居ても、農村不動産の売買契約を結ぶことが許される。ただし、契約日より数えて3年以内にブラジルに定住しその不動産を利用開発すること。

第3条 外国自然人による農村不動産の取得は接統地であると否とを問わず利用開発が不確定な場合における標準面積の50倍を超えてはならない。

第1項、不動産が標準面積の3倍を超えない場合は、その取得は自由とされ何等の認可または許可を必要としない。ただし法律の定める一般要求規定には従うこと。

第7条 外国自然人または外国法人が国家治安上不可欠なものと見なされる地区に所在する不動産を取得する場合には、国家治安審議会事務総長の事前承認を要するものとする。

第8条 外国自然人または外国人の農村不動産の取得には公正証書の作成を必須とする。

第12条 外国自然人または外国法人に帰属する農村地区の合計は、その所在する郡の面積の4分の1を超えることはできない。

第1項、同一国籍人は各郡において本条に定められた限度の40%を超えて所有主となることはできない。

（注、郡の面積の4分の1の40%＝10%）

(5) 自営農業者のための社会保障制度 1975年11月7日公布 法律第6260号

第1条 農村雇用主とその扶養者のためにこの法律の定めるところに従って社会福祉援護の恩恵が設定される。

第1項 本法上農村雇用主とは自然人であって、農村施設または、不動産の所有主である
と否にかかわらず被用人の協力の下に直接あるいは支配人を通じて農業経済活動、
即ち農業、牧畜、園芸または農村工業ならびに植物動物の第一次産品の採集を業とするものを云う。

第2項 （略）

第3項 本法の日付において第1項の条件を満たす農村雇用主の地位が考慮され、本法の日付または本法の施行後購入または借地契約によって農村雇用主となる場合、60才を超

える者のこの制度への加入は許されない。

第2条 本法の設定する恩恵は次の通り。

- I 農村雇用主の場合
 - a. 廃疾による恩給
 - b. 老令による恩給
- II 農村雇用主の扶養者の場合
 - a. 生活費
 - b. 葬儀補助
- III 全般的恩恵として
 - a. 健康上のサービス
 - b. 職業上の再訓練
 - c. 社会的サービス

第1項 (略)

第2項 老令による恩給は65才に達したときに支給される。

第3条 金銭上の恩恵は次のベースに従い第5条規定の納付金に比例して定められる。

- I 老令または廃疾による恩給の月額額は第5条規定の年額納付金の最終3カ年の平均額の90%の12分の1。
クルセイロ単位に繰上げ。
- II 生活費は上記Iによって計算された恩給の70%。
クルセイロ単位に繰上げ。
- III 葬儀補助はI.N.P.S.と同じベースで支給される。

第1項, 第2項 (略)

第3項 老令または廃疾による恩給金は如何なる場合にも最低賃金の国内最高額の90%未満であってはならない。

第4条 本法で設定された恩恵に対する権利は次の措置期間に服する。

- I 金銭支給(第2条のIとII)は最初の年次納付金払込後12カ月。
ただし第2回の納入が行なわれるべきこと。
- II その他の恩恵(第2条のIII)は最初の年次納付金払込後30日。

第5条 本法規定の恩恵を支弁するために農村雇用主が負担する義務的な年次納付金が設けられる。これは毎年3月31日までに支払うべきものである。

- I 前年に市場相場に従って売却または評価された農村生産金額の10分の1。
- II もし、所有地に不耕作地がある場合には、その価格の20分の1、これはI.N.C.R.A.の最新評価に従う。

単項 農村雇用主が支払うべき年次納付金の算定の基礎に用いられる総金額は全国最高の最低賃金の12倍未満または120倍を超えてはならない。この場合千クルセイロス単

面に繰上げられる。

第6条 (略)

第7条 本法規定の恩恵は納付金の払込みが欠けている場合、次の割増をもって納入されるまで農村雇用主またはその扶養者には許与されない。

I 延滞1カ年または端数に対し10%の罰金。

これは滞納金額に対し計算され、限度50%。

II 滞納金額に対し月1%の延滞利子および価値修正。

第1項 本条に係る滞納は、国庫に関するものと同様に処置され法的取立に服する。

第2項 天候不良のため立証的に生産が害された場合には、罰金と延滞は課せられない。

以下略。

(註) このシステムを運用する機関は、農村労働者援護基金(FUNRURAL)である。

(6) 農村で人を使う場合の心得

「農村労働者規制法」・1973年6月11日公布 法律第5889号 (同法の基本条項の要約)

雇主の義務

雇主が農村労働者を雇傭する場合は、つぎの方法をとらねばならない。

- ① 地方労働局、またはその代行機関の発給した労働手帳の呈示を求め、必要事項を記入して、48時間以内に被雇用者の登録をおこなうこと。
- ② 健康証明書を提出させること。
- ③ 地方労働局、または代行機関によって認印された法定雇用者登録台帳あるいはカードを備えること。
- ④ 労働手帳には、つぎの事項を記入する。
 - A 雇主の氏名
 - B 与えられる仕事
 - C 雇用した日附
 - D 登録台帳またはカード番号
 - E 支払われる給料
 - F 雇主の署名
- ⑤ 雇主が雇用者登録者登録台帳またはカードを備えないときは、一雇用者につき地域最低賃金の1カ月分に相当する罰金に処せられる。

賃金(給与)

16才以上のすべての被雇用者は、地域の最低賃金以下であってはならない。

16才以下の被雇用者は、成人給与の半額を支給されるものとする。

労働時間

被雇用者の労働時間は、ふつう1日8時間とする。労働が6時間を超える場合は、その地方の慣例・習慣にしたがって、休息あるいは食事のために、中休みを設けなければならない。当日の仕事と、つぎの仕事との間に最低11時間連続の休息を与えるものとする。

被雇用者の仕事が、1日8時間を超える場合は、時間外手当として、給与の20%増を支払うものとする。ただし時間外労働は、2時間を超えてはならない。

被雇用者は、農業においては当日の午後9時より翌日の午前5時まで、また牧畜業においては、同じく午後9時より午前4時まで就働する場合は深夜作業とみなし、平常の手当のほかに25%増を支払うものとする。

雇主は、就働時間を統制するため、出勤簿またはタイム・レコーダーを備えるものとする。

雇主は、被雇用者の姓名、各労働時間割を記入した労働時間表を備えるものとする。

休 暇

すべての被雇用者は、12カ月（1カ年）の労働期間ごとに、休暇の権利を取得する。

休暇は、雇主、被雇用者の双方の都合をみた上で、雇用した日から数えて一労働期間（1カ年）直後の12カ月の間に享受する。休暇の日数はつぎの条件にしたがって決まる。

- ① 権利を生じた期間（1カ年間）中に、6日を超えて欠勤がない場合は、平日（日曜日を除く）20日間の休暇日数とする。
- ② 右の期間に250日を超えて就働または雇主の配下にあった場合は、平日15日間の休暇とする。
- ③ 右の期間に200日を超えて就働、または雇主の配下にあった場合は、平日11日間の休暇とする。
- ④ 右の期間に150日から200日まで就働、または雇主の配下にあった場合には、平日7日間の休暇とする。

休暇の権利喪失

つぎの条件の場合は、休暇の権利を喪失する。

- ① 仕事から離れ、60日間以内に再雇用されない場合。
- ② 30日以上にわたり、給与を受けながら暇をもらった場合。
- ③ 仕事が、部分的または全体的に休止されたため、仕事をせずに給与を受けた場合（この仕事の中断は労働手帳に記入しなければならない）
- ④ たとえ中断した（引続きでなくとも）場合でも、6カ月以上疾病治療を受けた場合。

解約の事前通知

労働契約の解約を希望するときは、相手側に対して、事前に通知しなければならない。

- ① 日給または週給制の場合は8日前におこなうこと。
- ② 15日給または月給制の場合、あるいは1年以上就働の場合は、30日前におこなうこと。

雇主が事前に通知することを怠った場合は、被雇用者は解約予告期間に相当する給与を受け取る権利を得る。

また反対に被雇用者が予告を怠った場合は、雇主は解約予告期間に相当する給与を、差引く権利を得る。

解約が雇主からなされた場合は、被雇用者は解約予告期間中に他の仕事をさがすために、全額給与を受けながら週に1日は休むことができる。

エスタビリダール

同一の農村事業所に10年以上就働した被雇用者は、裁判所の審問によって立証された重大な過失、または不可抗力の事由以外には、解雇することができない。

現行の判例によると、8年6カ月以上就働の被雇用者は、エスタビリダールの適用を受ける。

労働契約の解約

労働契約を解約する場合、つぎのことをおこなうこと。

- ① 1年以上以上就働したものの解約は、必ず地方労働局またはシンジカート、あるいは地方検事によって認定されなければならない。
- ② 1年以下の被雇用者の場合はすべての支払われた金額を仕訳したもの、または双方の合意によったものであることを記入した弁済受取証をもって解約することができる。

解雇理由

雇主は、つぎのような事由があった場合、解雇することができる。

- ① 常習的な欠勤、または遅刻
- ② 毎日、あるいは仕事中の泥酔
- ③ 仕事放棄（30日の不在）
- ④ 賭博
- ⑤ 紀律違反、または反抗

このほかにもいろいろあるが省略する。

副次的耕作

被雇用者の自己勘定、あるいは雇主との歩合などによって、被雇用者がどのような副次的、二次的の農作業に従事していても、平常の経済活動と別に契約がある限り、これは労働契約とみなされる。

この場合、副次二次農業生産から、被雇用者が取得するすべての収益は、給与支払ではないが、退職金支払の算定基準となる年間給与の構成要素となる。

被雇用者が副次的耕作をおこなって雇主に直接労働を提供しなくても、雇主は月々、地域の最低賃金を支払う義務がある。

退職手当の算出

退職手当金の算出は、最近12カ月間の給与の平均をとる。被雇用者が前述の副次的耕作

をおこなった場合は、それから得られた収益に、地域つ最低賃金12カ月分を加えたものの平均となる。

収穫契約

収穫契約というのは、契約の存続期間が、農業活動の季節変化（収穫期）にしたがって異なるものをいう。

例えばカフェーとか茶のようなもので、一年の特定の期間内に収穫されるものをいう。

この収穫契約の場合は、契約終了と同時に、雇主は1カ月または14日以上を基準として、最低賃金の12分の1に相当する金額を労働期間の報償として、被雇用者に支払う。

つまり、収穫が3カ月かかった場合、雇主はつぎの計算により78.00クルセイロ（サンパウロの最低賃金とした場合）の報償を被雇用者に支払わねばならない。

$$CRS\ 3\ 1\ 2.0\ 0 \div 12 \times 3 = 78.0\ 0$$

なお、この種の契約であっても、労働手帳に記入しなければならない。

ナタール賞与（13カ月日給料）

被雇用者が、雇主から13カ月日給料を受取る権利があり、雇主が支払い義務があることは当然である。この法律が出される以前に、すでに判例でこの権利・義務が認められ、本法ではこれをただ再確認したにすぎない。

小学校

被雇用者を50家族以上抱えているすべての農村地主は小学校を建て、適令児童を各クラス40名に区切り、無料で雇用者の子弟に授業を与える義務がある。

適令児童は、出生証明書があればよく、小学校に入学する義務がある。

時効

被雇用者が、雇主に対してなんらかの抗議を申立てる権利は、労働契約中断後2年をもって時効となり消滅する。しかし18才以下の年少者にはいかなる時効もない。

なお、本法律は、1963年3月2日付法律第4214号（農村労働法）と、1969年8月14日付法律第761号（収穫契約）を撤廃しているが、1943年5月1日付の大統領令第5452号（総合労働法）の条項のうち、適用され得るものは適用する、ということになっている。

2. サンパウロ市主要官公庁・団体等住所録

機 関 名	〒番号	T E L	所 在 地
Consulado Geral do Japão 在サンパウロ日本国総領事館	01311	287-0100	Av. Paulista 475 5º - 6º - 7º andar
JAMIC Imigração e Colonização LTDA. JEMS Assistência e Financeira S.A. 国際協力事業団サンパウロ支部	01006	32-8604 32-8542 34-5581	Rua Senador Peiçô 143 8º e 9º andar
Centro de Imigração Técnica Industrial no Brasil 国際協力事業団サンパウロ支部工業移住センター	02189	295-3210	Rua Pistoia 50-A Parque Novo Mundo Vila Maria São Paulo
Centro de Imigração Agrícola no Brasil. 国際協力事業団サンパウロ支部農業移住センター	12300	5-2515	Sede Km.6 Rodovia D.Pedro I Colonia Jacarei (101 Interbano)CP.87
Sociedade Brasileira de Cultura Japonesa 日伯文化協会	01320	278-8364	Rua São Joaquim 381 Liberdade
Federação das Associações de Provincias do Japão no Brasil ブラジル日本都道府県人会連合会	01320	278-5519	Rua São Joaquim 381 Liberdade
Benificência Nipo-Brasileira de S.Paulo 日伯援護協会	01320	278-9220	Rua São Joaquim 381 Liberdade
Câmara de Indústria e Comércio Nipo Brasileiro 日伯商工会議所	01311	287-6233 289-6163	Av. Paulista 475 13º andar
JETRO Japão Trade Center São Paulo ジェトロ駐在員事務所	01310	287-2855	Av. Paulista 1754 16º andar
ZENTAKUREN Sociedade Agro-Pecuarista Guatapara LTDA. 全拓連	01310	287-3950	Av. Paulista 2.006 9º S/913
Federação das Escolas de Ensino Japonês no Brasil 日籍学校連合会	01320	278-5519	Rua São Joaquim 381 3º S/39 Liberdade

機 関 名	千 番 号	T E L	所 在 地
DIARIO NIPPAK 日伯毎日新聞社	01510	278-3120	Rua da Gloria 332 Liberdade
JORNAL Paulista-Shimbun パウリスタ新聞社	01512	279-5199	Rua Oscar Cintra Gordinho 46 Liberdade
JORNAL São Paulo Shimbun サンパウロ新聞社	01513	278-2739	Rua Tomas de Lima 573 Liberdade
Cooperativa Agrícola de Cotia コチア産菜組合中央会	05407	210-2211	Rua Cardenal Arcoverde 2.539 Pinheiros Sede Central
Cooperativa Central Agrícola Sul Brasil 南伯産菜組合中央会	03007	227-8822	Rua Mendes Caldeira 300 Bras
Cooperativa Central Agrícola de S.Paulo サンパウロ農協中央会	05364	286-7093	Av.Brigadeiro Faria Lima 1.815 3º Conju- nio 32 e 34
Cooperativa Agrícola Mista de Toné Agú トノースー産組サンパウロ事務所	01018	34-2196	Rua Anita Garibaldi 45 3º s/307
Banco America do Sul S.A.Matris 南米銀行	01318	288-4933	Av.Brigadeiro Luiz Antonio 2.020 Bela Vista
Banco de Tokyo S.A. Matris 東京銀行	01310	287-6367 288-7925	Av. Paulista 1.274
Banco Sumitomo Brasileiro S.A. 住友銀行	01311	288-5261	Av. Paulista 949
Banco Mitsubishi Brasileiro S.A. 三菱銀行	01009	239-5244	Rua Libero Badaro 641 Centro
Centro Médico Aclimação アクリマソン病院	01529	278-4356 278-1138	Rua Loureiro da Cruz 265 Aclimação

Hospital Beneficência Portuguesa ポルトガル病院	01323	278-0022	Rua Maestro Cardim 769 e 831
Hospital Brasilia ブラジリア病院	01506	278-7722	Rua Galvão Bueno 257 Liberdade
Hospital da Clinica クリニカ病院	05403	282-2811 282-2016	Av. Ígneas Carvalho Aguiar, Ramal 227 Ger- al 226 (282-9370 P.socorro)
Hospital do Defeito da Face 整形病院	04080	240-2484	Av. Jandira 1.134 perto do Aeroporto Congonhas (Tel.240-2164)
Hospital Santa Cruz サンタクルス病院	04122	70-9131	Rua Santa Cruz 398 Vila Mariana
Santa Casa Misericórdia de São Paulo サンパウロ慈恵病院	01221	239-1311	Rua Cesário Motta 112 Santa Cecilia (Ramal 110)
Serviço Funerário do Município S. Paulo サンパウロ市営葬儀場		239-3715	Av. 23 de Maio ou Viaduto dona Paulina (Agência Central 32-0325)
Departamento de Imigração 移民局	03044	292-0976 93-2420	Rua Visconde de parnaíba 1.316 Bras
Palácio do Governo do Est. de São Paulo サンパウロ州政府庁舎	05678	211-5522 286-3962	Av. Marumbi Palácio dos Bandeirante
Câmara Municipal de São Paulo Prefeitura サンパウロ市会議事堂		239-3822	Parque Ibirapuera
DEGRAN-1 Delegacia Auxiliar 外国人警察		227-3333	Parque D. Pedro II (Delegacia de Extran- geiros Tel. 228-2276 227-1099)
Correio e Telegrafo Central 中央郵便局		239-1011 220-4331	Esquina do Av. Sao João ou Av. Prestes Maia (antigo Pça. do Correio)
E.C.T. Agencia Postal Sé セー郵便局		279-2894	Av. Liberdade 692
Agencia Postal Centro 中央区郵便局			Rua Roberto Simoncen 119

機 関 名	干番号	T E L	所 在 地
Corpo de Bombeiros Incendios 消防署		33-2171 32-0621 35-1700 227-4934	
Polícia Rodoviária Estadual Plantão 州道路警察(当直)		92-3729	Rua Ciro Soares Almeida 1.202 Parque Novo Mundo km.407 via Dutra
Polícia Rodoviária Federal 連州道路警察		63-2985	
Posto Rodoviário Via Anchieta Plantão アンシェッタ街道路監視所		227-2011	Rua Ciro Soares Almeida 1.202 Parque Novo Mundo km.407 via Dutra
Acidente Rodoviário D.E.R. 州道路局事故登録課		37-4141	
Força e Luz Reclamação falta de Luz 電力不足抗議受付		227-2228	Praça da Luz ou Rua Mauá
Estação da Luz Estrada de Ferro ルース鉄道駅		220-9837	Praça Julho Prestes 148 e 260 (Informação 220-8003)
Estação Sorocabana Fepusa シロカバナ鉄道駅		292-5450	Praça Agencia Cicero Bras
Estação Roosevelt. E.P.C.B. ルーズベルト鉄道駅		220-9026	Praça Julho Prestes
Estação Rodoviária de São Paulo バス発着ターミナル		278-5465 279-3265	Av.do Estado
Estação Rodoviária Cicero グリエーリオバス発着駅			

3. 都道府県人会事務所住所録

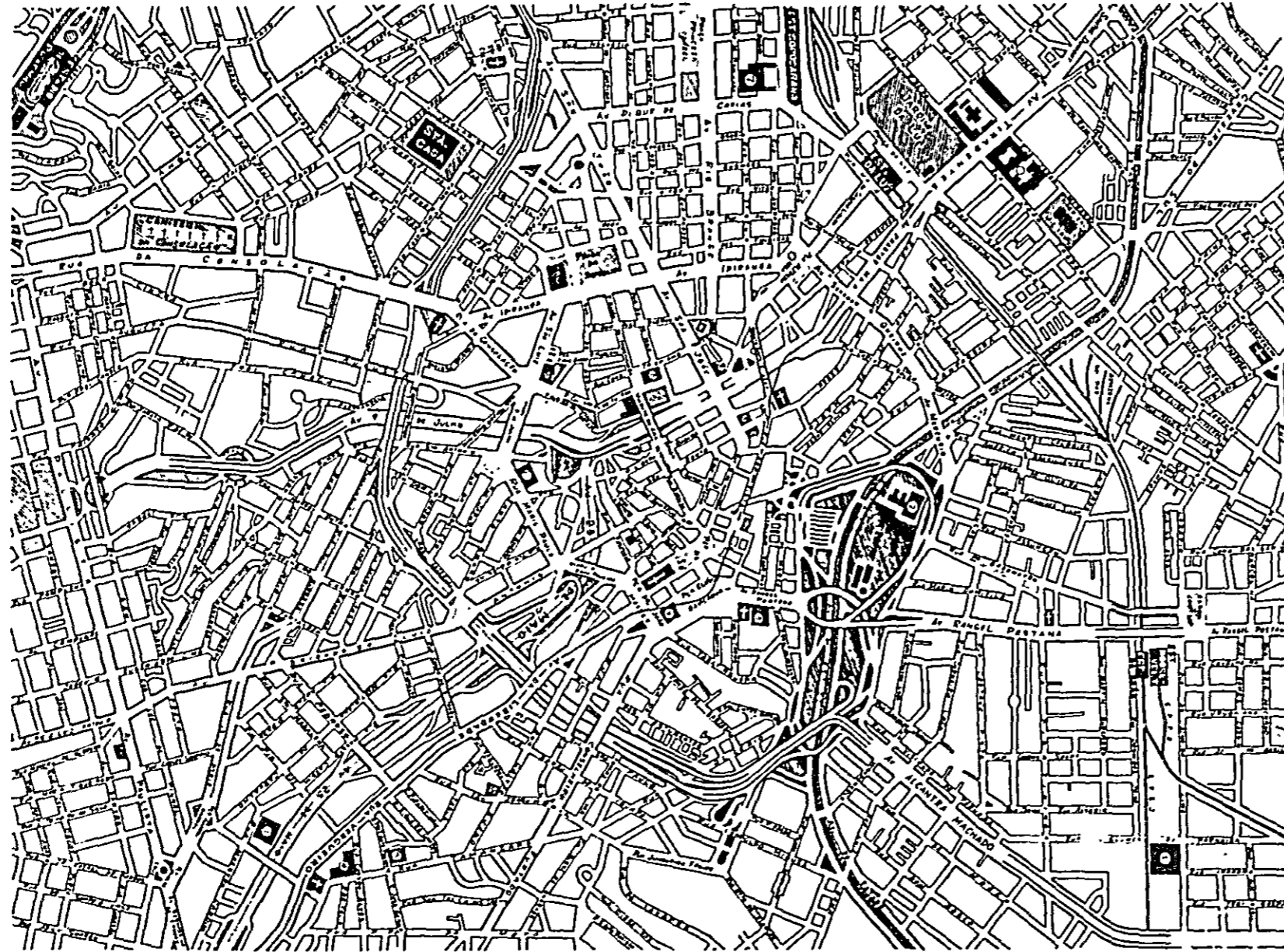
県人会名	〒番号	T B L	代表者名	所在地
Pederangão das Provincias ブラジル日本都道府県人会連合会	01320	278-5519	Chuichiro Wada	Rua São Joaquim 381 Liberdade
Hokkaido 北海道人会	01317	37-9077	Shunao Ito	Av. Brigadeteiro Luiz Antonio 393 2º s/22 B.Vista
Aomori-Ken 青森県人会	01505	279-7410	Masakichi Shibukawa	Rua dos Estudantes 242 s/93 Liberdade
Akita-Ken 秋田県人会	01513	278-7095	Sadashiro Yonetani	Rua Tomas de Lima 569 Liberdade
Iwate-Ken 岩手県人会	04134	275-6636	Hisashi Abe	Rua Vigario Albernaz 333 Vila Comerci- ndo
Yamagata-Ken 山形県人会	01502	278-8781	Iauke Saito	Av. Liberdade 486 2º s/22 Liberdade
Miyagi-Ken 宮城県人会	01501	35-4208	Tetsuo Ohashi	Largo 7 de Setembro 52 11º s/1120 Centro
Fukushima-Ken 福島県人会	01510	278-8499	Asami tsu Kusano	Rua da Gloria 332 3º s/32 Liberdade
Ibaragi-Ken 茨城県人会	01505	279-8515	Hideo Enomoto	Rua dos Estudantes 242 s/32 Liberdade
Tochigi-Ken 栃木県人会	01505	279-8325	Gunpei Kikuchi	Rua dos Estudantes 586 Liberdade
Gunma-Ken 群馬県人会	01508	279-3659	Ryosaku Hirota	Rua São Joaquim 526 Liberdade
Saitama-Ken 埼玉県人会	03186	93-2653	Yasutomo Kato	Rua Ibitinga 263 Vila Bertoga
Chiba-Ken 千葉県人会	01006	37-5191	Masayoshi Fujihira	Rua Senador Feijó 69 1º s/11 Centro

県人会名	〒番号	T E L	代表者名	所在地
Tokyo-To 東京都友会	01321	288-9699	Shigeru Suzuki	Rua Martiniano de Carvalho 14 92 s/901 Centro
Kanagawa-Ken 神奈川県人会	05406	212-1537	Hisanobu Ishii	Rua Teodoro Sampaio 2.550 Loja 3 Pinheiros
Niigata-Ken 新潟県人会	01503	278-5053	Mitsuho Okada	Pça. da Liberdade 143
Toyama-Ken 富山県人会	01511	279-5786	Yoshio Akita	Rua Conselheiro Furtado 1.231 Apt.31 Liberdade
Ishikawa-Ken 石川県人会	01501	34-3766	Zenzo Yamamoto	Rua Carlos Gomes 62 apt.51 Centro
Fukui-Ken 福井県人会	01320	279-0061	Masakiichi Sawazaki	Rua Conde de São Joaquim 213 Liberdade
Nagano-Ken 長野県友会	01022	227-2880	Takeyoshi Haruhara	Parque D. Pedro II 172 Centro
Yamanashi-Ken 山梨県人会	01513	278-8143	Yoshihisa Takano	Rua Tomas de Lima 545 Liberdade
Shizuoka-ken 静岡県人会		275-2206	Ryosaku Yamazaki	Caixa Postal 112911 São Paulo(Hozumi)
Aichi-Ken 愛知県人会	01505	278-5853	Masao Ikeda	Rua dos Estudantes 131 Liberdade
Gifu-Ken 岐阜県人会	01526	279-8073	Shokichi Yasuda	Rua Bueno de Andrade 416 Aclimação
Mie-Ken 三重県人会	01526	278-6412	Takashi Yokoyama	Rua Bueno de Andrade 265 Aclimação
Shiga-Ken 滋賀県人会	04109	71-9659	Kiyoshi Kato	Rua Bras Cuba 415 Aclimação
Kyoto-Fu 京都クラブ	01543	37-7167	Masutaro Nakakubo	Rua Maracá 127 Aclimação

Osaka-ku 大阪府会	01501	260-3857	Kazuyuki Shimohira	Pça. João Mendes 42 11º Centro
Iyogo-Ken 兵庫県会	01503	34-7996	Takerchi Kazu	Av. Liberdade 47 5º Liberdade
Nara-Ken 奈良県会	01501	278-3080	Chutchiro Wada	Rua Conde de Pinhal 8 2º s/23 Centro
Wakayama-Ken 和歌山県会	01526	279-4936 228-2012	Shoichi Wada	Rua Tenente Otavio Gomes 88 Liberdade
Tochigi-Ken 栃木県会	01553	63-3710	Tsunetoshi Tokto	Trav. Buenopolis 10 Ipiranga
Shimane-Ken 島根県会	01513	35-3988	Gutichi Harada	Rua Santa Luzia 87 2º Liderdade
Okayama-Ken 岡山県会	01510	279-6646	Yutaka Ono	Rua Almeida Junior 46 Liberdade
Hiroshima-Ken 広島県会	01526	278-8501	Shunzo Ikenori	Rua Bueno de Andrade 154 Aclimação
Yamaguchi-Ken 山口県会	01508	278-6074	Kiyoshi Kawazoe	Rua Pirapitingui 72 Liberdade
Tokushima-Ken 徳島県会	01007	63-8378	Tadashi Kawano	Rua Riachuelo 74 Centro
Kagawa-Ken 香川県会	04052	35-2516	Hideo Matsuya	Rua Itaipú 75 Saúde
Ehime-Ken 愛媛県会	03446	295-5491	Suekichir Nakaya	Rua Ordenação 125 Vila Carrão
Kochi-Ken 高知県会	18140	211-8246	Takashi Kawakami	Caixa Postal n217 Ibiúna Estado de São Paulo
Saga-Ken 佐賀県会	01510	278-7254	Mitsuru Ishii	Rua da Gloria 541 3º s/6 Liberdade

県人会名	千番号	T E L	代表者名	所在地
Nagasaki-Ken 長崎県人会	01503	278-5053	Nagao Abe	Pça.da Liberdade 143 e 151 Liberdade
Kumamoto-Ken 熊本県人会	01513	278-7966	Shigeki Hashimoto	Rua Tomas de Lima 623 Liberdade
Oita-Ken 大分県人会	01503	279-8518	Kunihiro Miyamoto	Av.Liberdade 486 s/205 Liberdade
Miyazaki-Ken 宮崎県人会	01502	278-4689	Seio Iki	Av.Liberdade 486 2º s/22 Liberdade
Fukuoka-Ken 福岡県人会	01531	278-3123	Ikujiro Shikage	Rua Saturno 238 Aclimação
Kagoshima-Ken 鹿児島県人会	03007	227-0436	Masayoshi Kajibata	Rua Mercurio 564 2º s/8 Parque D.P. II
Okinawa-Ken 沖縄協会	01512	36-1065	Mosei Yabiku	Rua Conde de Sarzedas 76 1º Liberdade

4. サンパウロ市中心地図

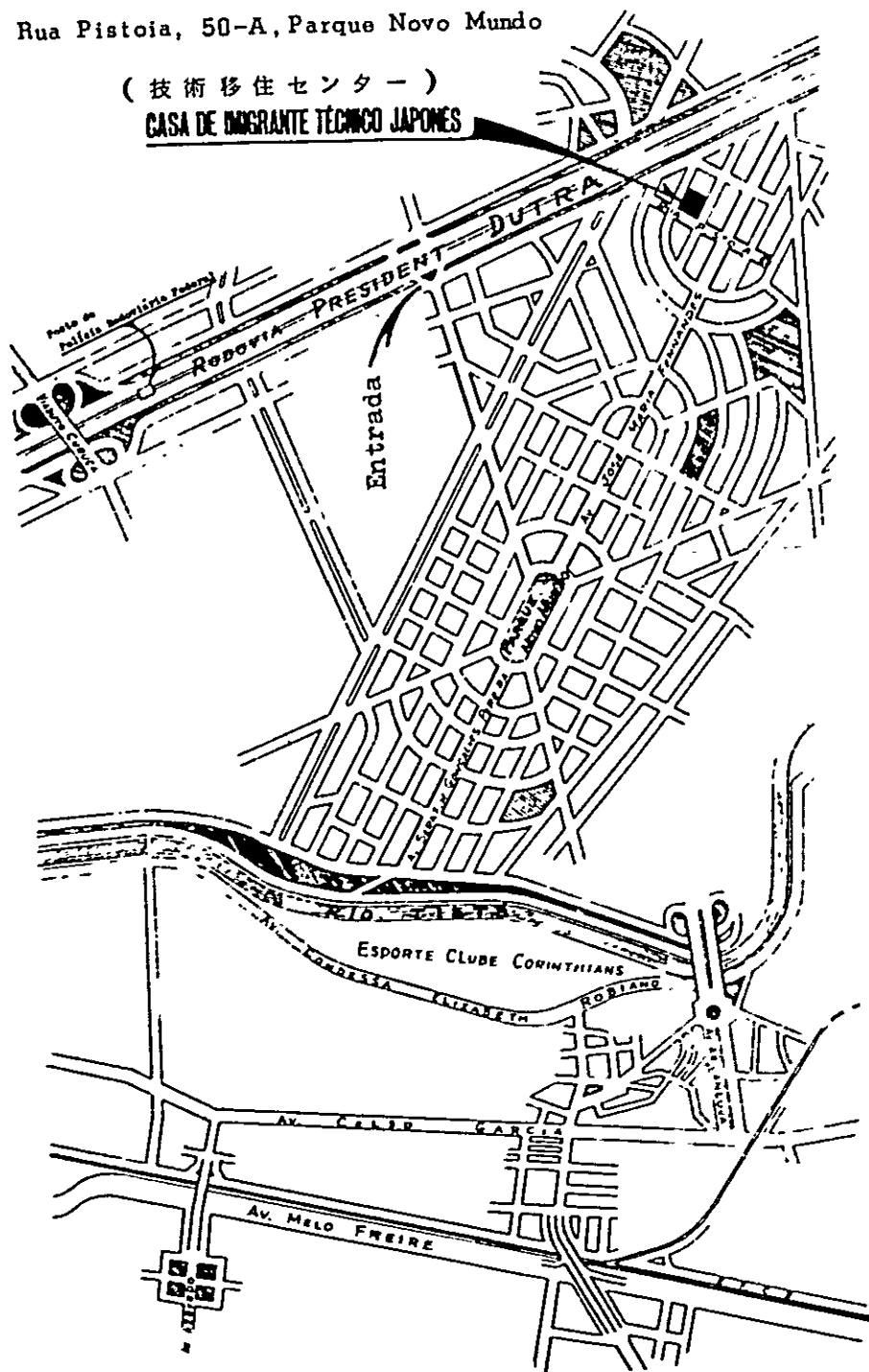


- 1 Secretaria da Promoção Social (社会総合福祉局)
Departamento de Amparo e Integração Social
Rua Visconde de Parnaíba, 1.316
- 2 Delegacia Estrangeira (外人警察)
(Departamento Regional de Polícia Grande São Paulo "DEGRAN")
- 3 Secretaria da Fazenda (農務局)
- 4 Banco do Estado de São Paulo S.A. (サンパウロ州立銀行)
- 5 Banco do Brasil S.A. (ブラジル銀行)
- 6 Correio Central (中央郵便局)
- 7 Estação Rodoviária (長距離インターナショナル)
- 8 Teatro Municipal (市立劇場)
- 9 Palácio da Justiça (法務局)
- 10 JAMIC - Imigração e Colonização Ltda. (国際移民労働者センター)
JEMIS - Assistência Financeira S.A.
Rua Senador Feijó, 113-8 e 9 andar
- 11 Consulado Geral do Japão (在サンパウロ日本国総領事館)
Av Paulista, 175.
- 12 Câmara Municipal (市議会)
- 13 Biblioteca Municipal (図書館)
- 14 Sociedade Brasileira de Cultura Japonesa "BU SKYO"
Beneficência Nipo-Brasileira de São Paulo "ENKYO"
Rua São Joaquim, 381. (文化協会、夜校協会)
- 15 Instituto Central de Câncer (がんセンター)
- 16 Hospital Municipal (市立病院)
- 17 Beneficência Portuguesa (ポルトガル慈善病院)

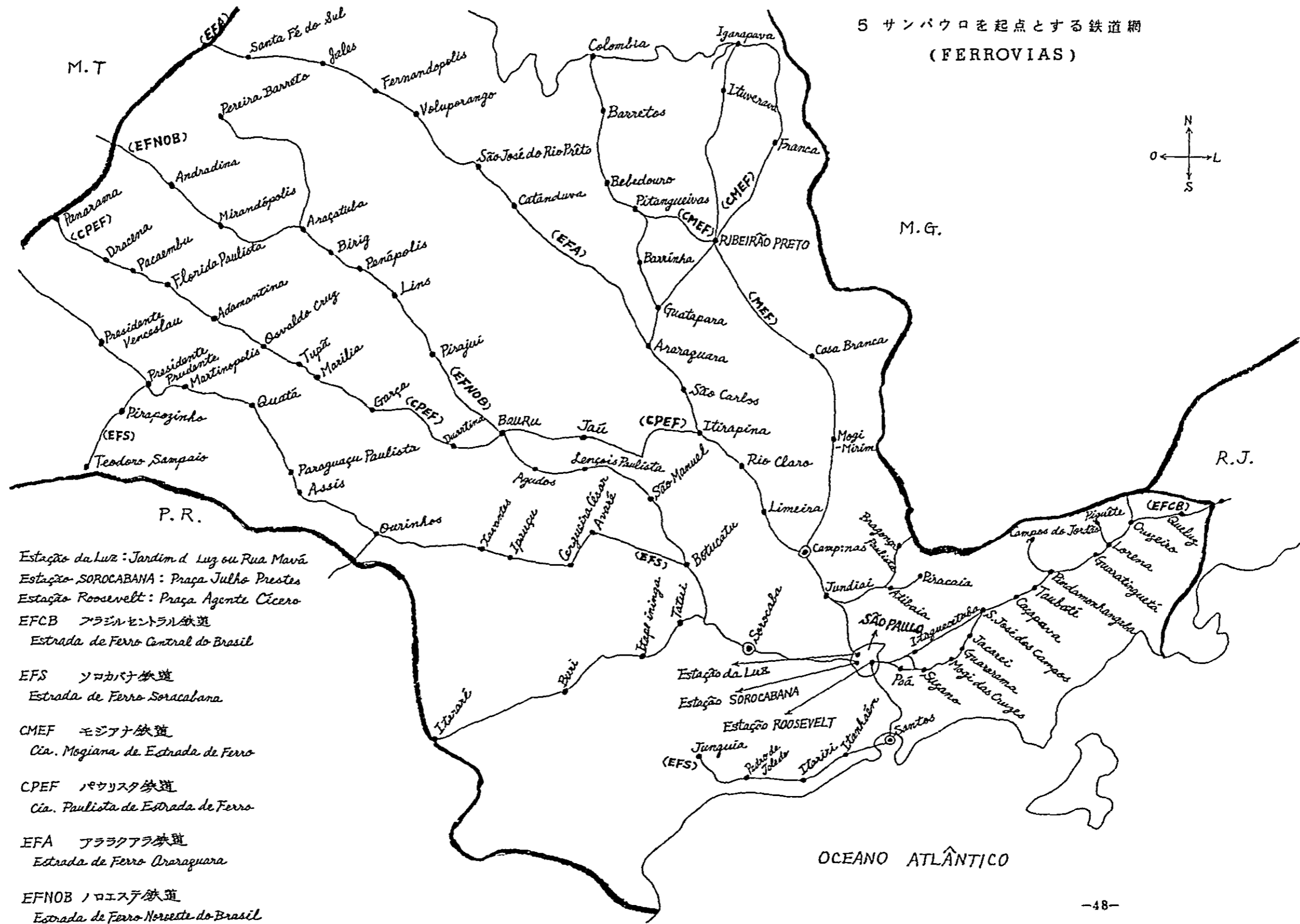
Rua Pistoia, 50-A, Parque Novo Mundo

(技術移住センター)

CASA DE IMIGRANTE TÉCNICO JAPONÊS

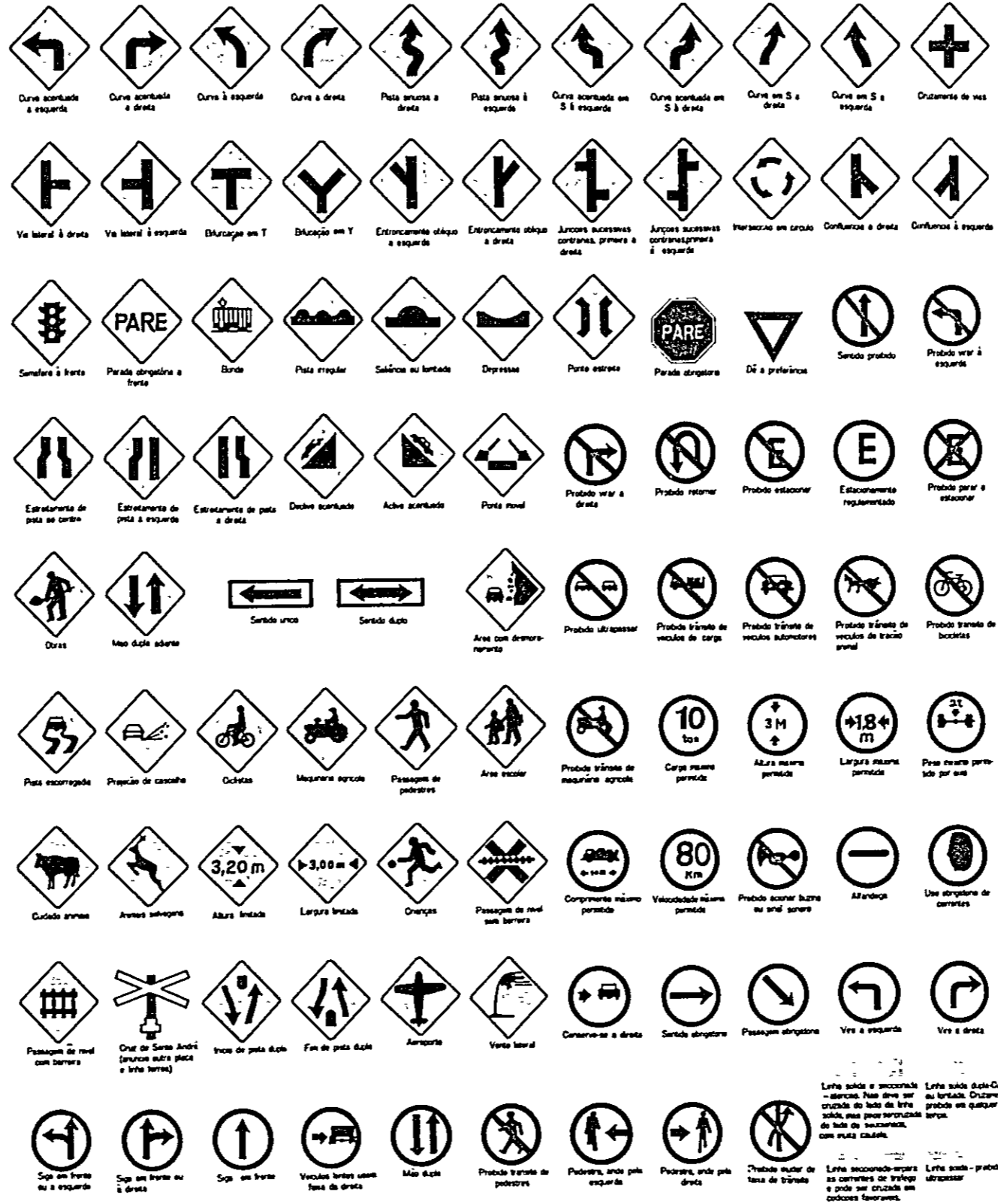


5 サンパウロを起点とする鉄道網
(FERROVIAS)



- Estação da Luz: Jardim d. Luz ou Rua Mauá
- Estação SOROCABANA: Praça Julho Prestes
- Estação ROOSEVELT: Praça Agente Cícero
- EFCB フラジルセントラル鉄道
Estrada de Ferro Central do Brasil
- EFS ソコバナ鉄道
Estrada de Ferro Sorocabana
- CMEF モジアナ鉄道
Cia. Mogiana de Estrada de Ferro
- CPEF パウリスタ鉄道
Cia. Paulista de Estrada de Ferro
- EFA アララクアラ鉄道
Estrada de Ferro Araraquara
- EFNOB ノロエステ鉄道
Estrada de Ferro Noroeste do Brasil

6. ブラジル交通標識
(SINAIS DE TRÂNSITO)



7. ブラジルの政治・経済関係略号集

ABC	-Municípios de Santo André, São Bernardo do Campo e Sao Caetano do Sul サンパウロ市近郊の三大衛生都市の略号		Development Group For Latin America ラテン・アメリカ向大西洋開発協同体
ABDIB	-Associação Brasileira de Desenvolvimento da Indústrias de Base ブラジル基幹産業開発協会	AELC	-Associação Européia de Livre Comércio ヨーロッパ自由貿易連合
ABI	-Associação Brasileira de Imprensa ブラジル新聞協会	AIC	-Acordo Intérrnacional do Café 国際コーヒー協定
ABIF	-Associação Brasileira da Indústria Farmacéutica ブラジル薬化学工業協会	AID	-Associação Internacional de Desenvolvimento 国際開発協会
ABIFA	-Associação Brasileira das Indústrias Ferro e Aço ブラジル鋳造工業	ALALC	-Associação Latino Americano de Livre Comércio ラテン・アメリカ自由貿易連合
ABINEE	-Associação Brasileira das Industrias Eléctricas e Eletrónicas ブラジル電気・電子工業協会	ANEPI	-Associação Nacional dos Exportadores de Produtos Industriais 工業製品輸出協会
ACESITA	-Companhia de Aços Especiais Itabira イタビラ特殊鋼会社	ANFAVEA	-Associação Nacional dos Fabricantes de Veículos Automotores 全国自動車メーカー協会
ACSP	-Associação Comercial de São Paulo サンパウロ商業協会	ANFP	-Associação Nacional de Fabricantes de Papel 全国製紙業者協会
ADELA	-Atlantic Community	APE	-Associação de Poupança e Empréstimos 貯蓄信用協会
		API	-Associação Paulista

	de Imprensa パウリス タ新聞協会		行
APP	-Associação Paulista de Propaganda パウリ スタ宣伝協会	BVRJ	-Bolsa de Valores do Rio de Janeiro リオ ・デ・ジャネイロ証券市場
BASA	-Banco da Amazônia S. A アマゾニア銀行(株)	BVSP	-Bolsa de Valores de São Paulo サンパウロ 証券市場
BB	-Banco do Brasil S.A. ブラジル銀行株式会社	CACEX	-Carteira do Comércio Exterior 伯銀貿易局
BCB	-Banco Central do Br- asil ブラジル中央銀行	CADE	-Conselho Administra- tivo de Defesa Ecôn- omica 経済防衛管理審 議会
BEFIEEX	-Benefícios Fiscais Exportação 大蔵省内 輸出税務特典局	CAMIBO	-Carteira de Cambio do Banco do Brasil S.A. 伯銀内為替管理局
BID	-Banco Interamericano de Desenvolvimento 汎アメリカ開発銀行	CBTN	-Companhia Brasileira de Tecnologia Nucl- ear ブラジル原子核技 術公社
BIRD	-Banco Internacional de Reconstrução e Desenvolvimento 国際復興開発銀行	CCI	-Câmara de Comércio Internacional 国際 商業会議所
BMSP	-Bolsa de Mercadorias de São Paulo サンバ ウロ商品取引所	CDC	-Conselho de Desenv- olvimento de Comérc- io 商業開発審議会
BNB	-Banco do Nordeste do Brasil ブラジル東北銀 行	CDI	-Conselho de Desenv- olvimento Industrial do Ministério da I- ndústria e Comércio 工業開発審議会(商工省内)
BNCC	-Banco Nacional de Cr- édito Cooperativo 全国信用組合銀行	CEAGESP	-Companhia de Entrep- ostos e Armazens Gerais do Estado de São Paulo サンパウロ
BNDE	-Banco Nacional de De- senvolvimento Ecôno- mico 国立経済開発銀行		
BNH	-Banco Nacional de Habitação 国立住宅銀		

	州食料配給センター		
CEE	-Caixa Econômica Estadual 州立貯蓄金庫		trica do Sao Francisco サンフランシスコ水力電気会社
CEF	-Caixa Econômica Federal 連邦貯蓄金庫	CHEVAP	-Companhia Hidro Elétrica do Vale do Paraíba バライバ流域水力電気会社
CELUSA	-Centrais Elétricas de Urubupungá. S.A. ウルブプンガ中央電力株式会社	CIAP	-Conselho Internacional de Aliança Para o Progresso 「進歩への同盟」国際審議会
CEMIG	-Centrais Elétricas de Minas Gerais S.A. ミナス・ジェライス中央電力会社	CIBPU	-Comissão Interestadual da Bacia Paran Uruguai パラナ・ウルグアイ盆地各州委員会
CEMPEX	-Comisso de Emprstimo Externo 外貨貸付委員会	CICATI	-Comisso de Intercmbio e Coordenao da Assistncia Internacional 国際技術援助交流調整委員会
CENPI	-Centro Nacional de Produtividade na Indstria 内国工業生産性本部	CIEF	-Centro de Informao-es Econmico Fiscais do Ministrio da Fazenda 大蔵省税務情報センター
CEPAL	-Comisso Econmica Para a Amrica Latina ラテン・アメリカ経済委員会(国連内)	CIES	-Conselho Interamericano Econmico e Social 汎米経済社会審議会
CF	-Cmara Federal 下院議会	CIESP	-Centro das Indstrias do Estado de So Paulo サンパウロ州工業センター
CFI	-Corporao Financeira Internacional 国際金融団体	CIP	-Conselho Interministrio de Preos
CFP	-Comisso de Financiamento de Produo 生産融資委員会		
CGR	-Contadoria Geral da Repblica 国家会計院		
CHESF	-Companhia Hidro El-		

	開債物価審議会		国家工業連盟
CIPA	-Comissão Interna de Prevenção de Aciden- tes 内国事故防止委 員会	CNP	-Conselho Nacional do Petróleo 国家石油審 議会
CLT	-Consolidação das Le- is do Trabalho 総合労働法	CNTC	-Confederação Nacion- al dos Trabalhador- es no Comércio 国家商業労働者連盟
CM	-Casa da Moeda 造幣局	COBRASMA	-Companhia Brasileira de Material Ferrov- iário ブラジル鉄道資 材会社
CMM	-Comissão de Marinha Mercante 海運委員会	COFIE	-Conselho de Fusão e Incorporação das Empresas 企業合併吸 収審議会
CMN	-Conselho Monetário Nacional 通貨審議会	COHAB	-Companhia Habitacio- nal 住宅会社
CMTC	-Companhia Municipal de Transportes Col- etivos サンパウロ市交 通公団	CONDEP	-Conselho Nacional de Desenvolvimento Pe- cúaria 畜産開発審議会
CNA	-Conselho Nacional do Algodão 国家棉花審議 会	CONSIDER	-Conselho Nacional da Indústria Siderúrg- ica 鉄鋼審議会
CNC	-Conselho Nacional do Comércio 国家商業審 議会	CONPA	-Conselho Nacional de Prevenção e Contro- le da Poluição do A- mbiente 公害防止審議 会
CNCA	-Conselho Nacional Consultivo da Agri- cultura 国家農業諮問 審議会	CONSPLAN	-Conselho Consultivo de Planejamento 企 画諮問委員会
CNE	-Conselho Nacional de Economia 国家経済審 議会	COPEL	-Companhia Paranaense de Eletreticidade パラナ電力会社
CNEN	-Comissão Nacional de Energia Nuclear 国家電力委員会		
CNI	-Confederação Nacion- al da Indústria		

COSIPA	-Companhia Siderúrgica Paulista パウリスタ製鉄会社		ais, Comerciais e de Serviços do IBGE ブラジル地理統計院内工業・商業・サービス統計局
CPA	-Conselho Política Aduaneira 関税政策審議会	DES	-Direitos Especiais de Saque 特別為替法
CPF	-Comissão de Programação Financeira 財政プログラム作製委員会	DNEF	-Departamento Nacional de Estradas de Ferro 連邦鉄道局
CPFL	-Companhia Paulista de Força e Luz パウリタス電力会社	DNER	-Departamento Nacional de Estradas de Rodagem 連邦道路局
CREA	-Conselho Regional de Engenharia e Arquitetura 電力・建築地方別審議会	DNOS	-Departamento Nacional de Obras de Saneamento 連邦衛生施設工事局
CREAI	-Carteira de Crédito Rural 農工信用局	DNPM	-Departamento Nacional da Produção Mineral 連邦鉱物生産局
CREGE	-Carteira de Crédito Geral do Banco do Brasil S.A. 伯銀内一般信用局	DNPRC	-Departamento Nacional de Portos, Rios e Canais 連邦港河川局
CSN	-Companhia Siderúrgica Nacional 国立製鉄会社	DNPS	-Departamento Nacional de Previdência Social 連邦社会保障局
CTB	-Companhia Telefônica Brasileira ブラジル電話会社	DOPS	-Departamento de Ordens Política e Social 政治社会公安局
CVRD	-Companhia Vale do Rio Doce リオ・ドーセ流域会社	EAE	-Escola de Administração de Empresas da Fundação Getúlio Vargas ジュツリオ・ヴァルガス財団企業経営管理学校
DAE	-Departamento de Águas e Esgotos 水道局		
DEICOM	-Departamento de Estatísticas Industri-	EMBRAER	-Empresa Brasileira de

	Aeronáutica ブラジル 航空公社	FIBEP	-Fundo de Financiamento para Importação de Bens de Produção 生産財輸入融資基金
EMBRATUR	-Empresa Brasileira de Turismo ブラジル 観光公社	FIESP	-Federação das Indústrias do Estado de São Paulo サンパウロ 州工業連盟
ESCAM	-Estatística Nacional das Operações de Comércio 為替オペレーション 統計	FIMACO	-Programa de Financiamento de Materiais de Construção 建築 資材融資プログラム
EXIMBANK	-Banco de Exportação e Importação dos EUA 米国輸出入銀行	FINAME	-Agência Especial de Financiamento Industrial 工業機械設備購入 融資基金
FAO	-Food Agricultural Organization 世界食糧 農業機構	FINANSA	-Programa de Financiamento Para Saneamento 衛生改善融資プログラム
FCESP	-Federação do Comércio do Estado de São Paulo サンパウロ州商 業連盟	FIPEME	-Fundo de Financiamento à Pequena e Média Empresa 中小企 業融資基金
FDPA	-Fundo de Defesa de Produtos Agropecuários 農畜産物防衛基金	FIRCE	-Fiscalização e Registro de Capitais Estrangeiros 外資 登録管理局
FENASEG	-Federação Nacional das Empresas de Seguros 内国保険業連盟	FIREX	-Financiamentos com Recursos Externos (Resolução 63) 外資 による融資
FGTS	-Fundo de Garantia do Tempo de Serviço 勤続期間保障基金	FINEX	-Fundo de Financiamento à Exportação 輸出融資基金
FGV	-Fundação Getúlio Vargas ジェフリオ・ヴァ ルガス財団(経済研究所)		
FIBAN	-Fiscalização Bancária 中銀銀行監督局		
FICAM	-Fiscalização Cambial 中銀為替管理局		

FMI	-Fundo Monetario Internacional 國際通貨基金	FUNTEC	-Fundo de Desenvolvimento Técnico Científico 技術・科学開発基金
FRC	-Fundo de Racionalização da Cafeicultura コーヒー栽培合理化基金	FURNAS	-Central Elétrica de Furnas S/A フルナス中央電力会社
FUNAGRI	-Fundo Geral para Agricultura e Indústria 農工業一般基金	GECAM	-Gerência de Operações de Câmbio Banco Central do Brasil 中銀内為替操作管理局
FUNDAG	-Fundo Especial de Desenvolvimento Agrícola 農業開発特別基金	GEDIP	-Gerência da Dívida Pública Banco Central do Brasil 中銀内国家負債管理局
FUNDECE	-Fundo de Democratização do Capital das Empresas 会社資本民主化基金	GERCA	-Grupo Executivo da Racionalização da Cafeicultura コーヒー栽培合理化実行グループ
FUNDEPE	-Fundo de Democratização da Pecuária 畜産民主化基金	IAA	-Instituto do Açúcar e do Alcool 砂糖酒精院
FUNFERTIL	-Fundo de Estímulos Financeiros ao Uso de Fertilizantes e Suplementos Minerálicos 肥料使用振興基金	IAPI	-Instituto de Aposentadoria e Pensão dos Industriários 工業従業員扶助恩給院
FUNGIRO	-Fundo de Financiamento do Capital de Giro 運転資金融資基金	IBC	-Instituto Brasileiro do Café ブラジル・コーヒー院
FUNISO	-Fundo de Investimentos Sociais 社会投資基金	IBGE	-Instituto Brasileiro de Geografia e Estatística ブラジル地理統計院
FUNRURAL	-Fundo de Assistência ao Trabalhador Rural 農村労働者援護基金	IBS	-Instituto Brasileiro de Siderurgia ブラ

	ジル鉄鋼院		州・社会福祉サービス院
ICM	-Imposto sobre a Circulação de Mercadorias 商品流通税	IPES	-Instituto de Planejamento Econômico Social 経済社会計画院
IDA	-Associação Internacional de Desenvolvimento 国際開発協会	IPI	-Imposto sobre Produtos Industrializados 工業製品税
IDORT	-Instituto de Organização Racional do Trabalho 労働生産性合理化研究所	IRB	-Instituto de Resseguros do Brasil ブラジル再保険院
IEASP	-Instituto de Economia Agrícola de São Paulo サンパウロ農業経済研究所	IRGA	-Instituto Rio Grandense do Arroz リオ・グランデ米作研究所
IGG	-Instituto Geográfico e Geológico 地質地理学院	LTN	-Letras do Tesouro Nacional 国庫債券
INBVSP	-Índice de Bolsa de Valores de São Paulo サンパウロ証券市場株式指数	MCE	-Mercado Comum Europeu ヨーロッパ共同市場
INCRA	-Instituto Nacional de Colonização e Reforma Agrária 国立植民農地改革院	MCLA	-Mercado Comum Latino Americano ラテン・アメリカ共同市場
INIC	-Instituto Nacional de Imigração e Colonização 連邦移植民院	NAB	-Nomenclatura Alfandegária de Bruxelles ブリュッセル税関目録
INPS	-Instituto Nacional de Previdência Social 国家社会保障院	NBM	-Nomenclatura Brasileira de Mercadorias ブラジル商品目録
IPASE	-Instituto de Previdência Social dos Serviços do Estado	OEA	-Organização dos Estados Americanos 米州機構
		ONU	-Organização das Nações Unidas 国際連合
		OPEP	-Organização dos Países Exportadores de Petróleo 石油輸出国

	機構		
ORTN	-Obrigações Reajustáveis do Tesouro Nacional 価値修正付国債		mento à Construção 建築再融資基金
PASEP	-Programa de Formação do Patrimônio do Servidor Público 公務員資産造成プログラム	REFINAG	-Programa de Refinanciamento de Sistemas de Abastecimento de Água 給水システム再融資プログラム
PES	-Plano de Equivalência Salarial 賃金均衡プラン	RFF	-Rêde Ferroviária Federal S.A. 連邦鉄道会社
PETROBRAS	-Petroleo Brasileiro S.A. ブラジル石油公社	REGIR	-Fundo de Refinanciamento ao Capital de Giro 運転資金再融資基金
PIB	-Produto Interno Bruto 国内総生産	REINVEST	-Fundo de Refinanciamento Para Investimento 投資再融資基金
PIN	-Programa de Integração Nacional 国家統合計画	SCI	-Sociedade de Crédito Imobiliário 不動産金融会社
PIS	-Programa de Integração Social 社会統合プログラム	SEDAI	-Serviço Estadual de Assistência do Inventor 州立発明者援護局
PMSF	-Prefeitura Municipal de São Paulo サンパウロ市庁	SENAC	-Serviço Nacional de Aprendizagem Comercial 商業実習訓練所
PND	-Plano Nacional de Desenvolvimento 国家開発計画	SENAI	-Serviço Nacional de Aprendizagem Industrial 工業実習訓練所
PNB	-Produto Nacional Bruto 国民総生産	SERPRO	-Serviço de Processamento de Dados do Ministério da Fazenda 大蔵省情報処理サービス局
PRODOESTE	-Programa de Desenvolvimento do Centro Oeste 中西部開発プログラム		
RECON	-Fundo de Refinancia-		

SFH	-Sistema Financeiro Habitacional 住宅融資システム	UPC	-Unidade Padrão de Capital do BNH 住宅銀行資本金標準単位(実際には価値修正付国債の時価)
STF	-Supremo Tribunal Federal 連邦最高裁判所	USAID	-Agência dos Estados Unidos para o Desenvolvimento Internacional 米国国際開発局
SUDAM	-Superintendência de Desenvolvimento da Amazônia アマゾニア開発計画管理庁	USIMINAS	-Usinas de Minas Gerais ミナス・ジェライス製鉄所
SUDENE	-Superintendência de Desenvolvimento do Nordeste 東北部開発管理庁	USP	-Universidade de São Paulo サンパウロ総合大学
SUNAB	-Superintendência Nacional de Abastecimento 連邦配給管理庁		
SUNAMAM	-Superintendência Nacional da Marinha Mercante 内国商船管理庁		
TAB	-Tarifa Aduaneira Brasileira ブラジル関税率表		
TRT	-Tribunal Regional de Trabalho 労働地方裁判所		
TN	-Tesouro Nacional 連邦国庫		
TSE	-Tribunal Superior Eleitoral 最高選挙裁判所		
UNCTAD	-United Nations Commission of Trade and Development 国連貿易開発委員会		

8. × 七 棚

1976-3-110

